

平成22年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年9月9日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1 番	川 野 辺 達 也 君	2 番	延 山 宗 一 君
3 番	小 森 谷 幸 雄 君	4 番	黒 野 一 郎 君
5 番	石 山 徳 司 君	6 番	市 川 初 江 さん
7 番	青 木 秀 夫 君	8 番	野 中 嘉 之 君
9 番	石 山 甚 一 郎 君	10 番	秋 山 豊 子 さん
11 番	荻 野 美 友 君	12 番	青 木 佳 一 君
13 番	川 田 安 司 君	14 番	塩 田 俊 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 実 君
総 務 課 長	小 野 田 吉 一 君
企画財政課長	中 里 重 義 君
戸籍税務課長	長 谷 川 健 一 君
環境水道課長	鈴 木 渡 君
福 祉 課 長	永 井 政 由 君
健康介護課長	北 山 俊 光 君
産業振興課長	田 口 茂 君
都市建設課長	小 野 田 国 雄 君
会 計 管 理 者	荒 井 利 和 君
教 育 委 員 会 長	小 菅 正 美 君
農 業 委 員 会 長	田 口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 荒 井 英 世

庶務議事係長	石	川	英	之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根	岸	光	男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(塩田俊一君) 本日の会議は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、青木秀夫君。
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[7番(青木秀夫君)登壇]

○7番(青木秀夫君) おはようございます。きのう長谷川課長から報告がありました。個人町民税が七、八%減るといふ報告を受けたのですが、これを聞いて、まあこれは大変なことだなと。別にこれは板倉町だけの現象でなくて日本全体のことでしょうから、今後の日本の経済の先行きが大変心配されるわけです。これはもう事実なのでしょうから、そういう中で民主党の代表選が行われているわけです。今マスコミもその一点に注目が集まっておるわけですが、この選挙後の政治動向がまた大変気になるところです。

リーマンショックで大きなダメージを受けているこの日本経済に、またまた円高とか、あるいは株安に見舞われておる今日、政治のリーダーシップが求められている中で、民主党の党内抗争、かつての自民党の党内抗争の再現ビデオを見ているような感じもします。ご都合主義の非難合戦は、民主党も自民党も皆人間の社会すべて同じなのかな、それが人間社会の本質なのかなという気もするわけです。人間、欲望の塊ですから、個人も企業も、そういうものは言うに及ばず、政党とか、あるいは団体、国、県、市町村、それぞれの間に利害関係が存在する限り、欲の突っ張り合い、自分勝手、ご都合主義が生まれるのは古今東西、普遍の真理なのでしょう。

バブル崩壊後の長期経済不況のもと、この利害関係者間でデフレギャップをどこにどのように押しつけるか、消費者役をだれに押しつけるかというその結論が国への押しつけということになり、今日の国家財政をつくり出しているのではないのでしょうか。このデフレギャップ、需要不足を国の借金で埋めさせたということです。国民の金融資産も1,400兆もあると言われております。大企業も史上最高の余裕資金、遊び金を持っておるそうです。地方自治体も、例外を除けば健全財政と言ってよいのでしょうか。国以外の利害関係者は将来が不安だ、不透明であるということをお口に消費や投資を抑制し、国にだけ財政支出を求めた結末が今日の巨額の借金をつくらせたのではないのでしょうか。国の財政出動が限界に達していることは国民も企業も地方自治体もよく理解しているのですが、それでも今なお現実には国家財政の出動を求めているようです。そういう状況の中でありまして、せめて地方自治体ぐらいは将来不安、将来不透明を強調しないで、前向きに財政力に応じて支出を考えていくべき時期に来ているのではないのでしょうか。そこで、通告書に従って平成21年度決算と今後のまちづくり構想について伺っていきたいと思います。

まず、平成21年度の一般会計の決算におけるプライマリーバランスはどのようになっているか、数字を示していただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

21年度のプライマリーバランスは3億9,241万円でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 3億9,200万ですか。そんなものでしょう。私の計算で3億9,500万になっておるのですが、それは多少計算の誤差の範囲内ということ、3億9,500万のプライマリーバランス上、黒字が出ておることですね。そうしますと、プライマリーバランスが3億9,500万の黒字ということは、この黒字分は一般会計において一体どのような内容というか、示しているのか、わかりやすく説明いただけますか。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ただいまのご質問にお答えを申し上げますが、議員、先ほど私が申し上げた数字、しりの200万円を500万円というふうにおっしゃっていますが、これは計算上、決算統計から出た数字を使っておりますので、しりを500万ではなくて200万ということでご理解いただきたい。

その結果についてでございますが、これにつきましては、私どもといたしましては、国のプライマリーバランスとは違いますので、指標としてはそう重く受けとめるものではないというふうに考えております。その理由といたしますと、プライマリーバランスの対象になる歳入でございますが、これにつきましては、前年度からの繰越金、それから当該年度に借入れをいたしました地方債、それといわゆる預貯金の取り崩しでございますが、財政調整基金の取り崩し額、それから減債基金の取り崩し額を差し引いた残りを対象の歳入ということで位置づけられておるものでございます。また反面、歳出でございますが、これにつきましては、地方債元金の元利償還金、それと財調の積立額、それから減債基金の積立額を差し引いた残りを対象の歳出総額ということで計算をされるものでございます。

当板倉町におきましては、ちなみに21年度の地方債の借入れが3億3,700万で、逆に元利償還金が7億2,700万ございまして、この数字が先ほど申し上げましたプライマリーバランスを導き出しているということでございます。したがって、この指標は私どもとしますと非常に重く受けとめるべきではないと。なぜかと申しますと、やはり元利償還金額が7億円を超えているということが事実でございますので、そのように私どもといたしますと解釈をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） たびたび黒字の話になると余り言いたがらないと。税務署が調査しているのではないのだから、そんなもの素直に出したっていいのかと思いますけれども、何か黒字というのを隠したがるというのがよく見え見えなのですけれども、このプライマリーバランスが黒字ということは、今ややこしい説明をしていますけれども、この黒字だけ財務内容が改善、好転しているということなのですよ、これ。このプライマリーバランスの数字は余り重きを置いていないと言っていますけれども、今国においても自治体

会計においては企業会計と違って貸借対照表で厳密に表示するという事は非常に難しいということで、このプライマリーバランスが一番わかりやすいと。プライマリーバランスが赤字か黒字かという程度でこの財政状況を把握、判断することがいいのだろうということで、これが中心に今なっていると思うのですけれども、中里課長の説明だと、さっきくどくどといろんなことを説明を受けると、恐らく聞いていてもわからない。わからせないように説明しているのかもしれないのですけれども、まあそういうことなのでしょうから、現実に3億9,200万だろうが500万だろうが、こんなのは計算の誤差の違いで、まあいいでしょう。3億9,200万。私の計算では3億9,500万黒字が出ているのですけれども、そういう黒字が出ているという現実なのです。

そこで、では次に21年3月末現在の一般会計の……これもややこしいだね。将来負担すべき実質的な負債なんていうけれども、いわゆる借金なのですよね。借金額はどのようになっているのでしょうか。実質ですよ、実質。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

財政健全化法で定められております負担、実質ですが、これにつきましては、算定方式で計算をしたところ3億9,000万円程度ということでございますが、これにつきましてもやはり……

○7番（青木秀夫君） どっち。これは3億円プラスなのマイナスなの、どっち。

○企画財政課長（中里重義君） プラスでございます。マイナスではございません。

○7番（青木秀夫君） うん。

○企画財政課長（中里重義君） マイナスではありません。

○7番（青木秀夫君） プラスね。

○企画財政課長（中里重義君） はい。実質の将来負担額ですね。これがただいま申し上げましたとおり3億9,998万円という数字が出ております。

○7番（青木秀夫君） 約4億円。

○企画財政課長（中里重義君） そうです。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 実質負担額という借金なのですよね。借金ではなくてプラス4億円黒字になっているということなのですね。ということは借金がないということですね。今の3億九千幾らというのは借金が3億九千幾らあるのか、逆にプラスになっているのか。去年が3億7,300万のマイナスだったのだよ、20年度3月末が。21年度どうなっているのですか。今の数字はプラスなのマイナスなの。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

私の発言の内容が適切でなかったかと思しますのでもう一度申し上げますが、3億9,998万円負担があるということですから借金があるということでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それは何、去年より若干増えたということになるわけですね。そういうことですね、課長。いい、答弁いいよ。増えたのだよ。3億7,300万から3億9,800万だかに増えたということですね。課長、では答えてください。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、増額いたしております。

以上です。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、去年よりも増えたということは、20年度よりも21年度のこの1年間に先ほどプライマリーバランスも……アバウトに言いますよ。約4億円近くの黒字が出ているのですよ。それだけ財政収支が好転しているはずなのに実質的な借金が増えてきたということは、何かほかに計算する方式が変わったのか、あるいは増える要因があったのか。何か土地開発公社の負担額を算入したとか、そういうことはあるのですか。簡単に答えてください。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。簡単と申されましても誤解を招く心配がございますので、少々時間をかけてお答えをしたいと思います。

ただいま申し上げました将来負担額でございますが、この計算式につきましては、いわゆる起債等の償還、それから準償還金、これは一部事務組合等にも係るものでございますが、そういったものから充当可能財源を差し引いた残り、これは充当可能財源といたしますと、現在町が保有しております基金、それから基準財政需要額の算入見込額……

○7番（青木秀夫君） 算式が変わったのかどうかと聞いているのですよ、数字が増えたということは。

○企画財政課長（中里重義君） ということでありまして、算式は変わってはおりません。どうして数字が増えたかということがご質問の趣旨であろうかと思いますが、この元利償還金の計算の中で交付税の算入率というのがございますが、これがおおむね3分の2程度が算入されているという状況の中で、毎年元利の償還を行っておりますから、起債の残高は減少しております。それに伴いまして、逆に申しますと臨時財政対策債等は増加しているという中で交付税に算入される部分がやはり減少してくると。ですから、起債の残高が減少しただけそのまま減少するという、そういう仕組みではありませんから、そういったことで増加があるということでもあります。したがって、計算方式は何ら変わってはいないということをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 正直言って、説明全然わからないのです。まあ、いいや、もうしたくないのでしょうから。それは結構です、それでは。そんなこと、時間が無駄になってしまいますので。

では、続けて伺いますけれども、21年度の一般会計の黒字比率というのはどうなっているのでしょうか。

数字だけで結構ですよ。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

14.99%でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） では黒字金額は、21年度の実質黒字金額は、金額だけ言ってください。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

5億8,937万円でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） この数年間というのですか、ここ何年間か、今21年度決算で示されたような数字と同じような数字が続いてきたのではないかと思うのです。この数年間の板倉財政収支の傾向を踏まえて板倉町の財政をどのように受けとめているか、町長の認識を具体的にわかりやすい表現で示していただきたいと思うのですが。

その前にちょっとまだ続くのです。ちょっと待って。そう言うと町長に先回りして言われてしまうから。物事というか、事物のとらえ方は、自然現象でさえその感じ方は人それぞれ十人十色と言われていまして、そうでしょう。金銭感覚も当然これは十人十色かもしれません。しかし、金銭は数字ですから、比較的客観性を持って社会通念上の基準を設定しやすいと思うのです。ですから、板倉町財政についてもできるだけ客観性を持って、その認識を、できるだけ主観を薄めて客観性を強くして板倉町財政についての認識を、まだ時間、次ずっと伺っていきますから、わかりやすく端的にお願いしたいと思うのです。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いつもお世話になります。また、区長さんには大変ご苦労さまでございます。

ただいま議員さんの質問、再三再四ずっと繰り返しやってきているわけですが、今日は傍聴者の方もいらっしゃるということで端的に申し上げたいと思います。例えば板倉町の持っているいわゆる貯金通帳と表現しましょう。財政調整基金、平成6年度は22億ございました。今現在は5億4,000万。17億の減でございます。それから、積立金その他、減債基金とかその他目的基金が幾つかあるわけでございますが、その合計が平成6年には33億程度あったということでございます。それが現在28億ちょっとということで、積立金の合計も減少しております。積立金合計の1年1年の減りぐあいが、私も先ほどちょっと書類を通して見たのですが、去年から今年で約2億円、それからその先が1.7億円、それからその先が6.6億円と、平成18年から19年にかけて大幅に減っております。これは小泉内閣が地方交付税を極端に絞り込んだということで、このときにやりくりがつかなくて一挙に6億円ぐらいを貯金通帳から下げて回すお金に充てたということでござ

います。積立金のほうはそういうことでわずかながらでも結局は減ってきているということで、その中の自由に使えるお金は極端に減っていると。財政調整基金が自由に使えるわけですから、それが22億から5億に減ってきているということでございます。

現在の借金の状況でございますが、一番ピーク時、平成12年に地方債現在高で約70億円ございました。プラス下水道の残高が26億円ということで、それに水道も多少あったでしょう。ざっとお話をしますと約100億程度の借金があったということが平成12年でございます。それから、町としてはやりくりをしながら貯金を下げたり積んだりということをしてながら、できるだけ町民の皆さんの要望を最低限聞かなくてはならない、しかし全部は聞けないというような形できつと針ヶ谷町長さんも後半はやられたはずでございまして、そういうやりくりをした結果、現在が地方債残高が41億円、約70億円から30億円程度減らしております。下水道の残高も26億円から約14億円に減っておりまして、さらに水道が8億円あるわけですから、現在は60億円程度、総合計しますと。したがって、この10年で約40億円の借金を返済しているということは事実でございます。したがって、幸い貯金を下げて貯金の目減りよりも借金をうんと返しているということで、実態はやりくりを、苦しい中で町民の皆さんの要望も聞けずになかなか難しい状況で、この減らすことに全力を挙げてきたということが事実でございます。

借金の減り高を平均してみますと、去年から今年については3.2億円減らしております。それから、その前が4.3億円、その前が4.2億円、その前が4億円というふうに、4億円から大体3.5億円ぐらい減らしてきているということで、一定の時期が来れば、それがもうそんなに遠くない時期ではあろうと思いますが、最高のピーク時でも何とかもちこたえてきて、苦勞をかけてきながらもちこたえてきたわけですから、これだけだんだん減ってくれば幾つか要望が大きなものも、例えば庁舎の建てかえ等もだんだん視野に入ってくるだろう。大きな目的があるために、あるいは言いかえればやらなくてはならないことがあるために、苦しいけれども、いわゆる借金を減らすための努力をしていると。そのために、残念ながら1年間の最低限の町民の皆さんの要望をやりくりするために1億円ちょっとぐらいの貯金の目減りが、基金の目減りがどうしてもまだできない。来年あたりには好転をできればと思っております。

ちなみに、平成6年には、財政調整基金が22億円あった年には、このときにはプラスなのです。いわゆる差し引き残がプラス。そういう意味では借金がない状況でございました。だから、多分ニュータウンが始まって、このころから非常に県の投資も入り、国の補助金も利用しながら、補助金とはいえど、町もそれに応分の負担をしてきたということの絡みで非常に厳しい財政が続いているということです。

したがって、厳しい、厳しいとは言うけれども、1年間に相当返済しているのではないかと。返済をそのまま推移、同額で推移をする気になればそれなりの事業も展開もできるだろうという論理はわかるわけでございますが、ただ、これから先まだいわゆる投資が、借金をしなくてはならないことが、厚生病院やごみの関係や、いろいろそういったものもございます。したがって、慎重にという形の流れの中でのいつも答弁になっているところでございます。

ちなみに、プライマリーバランスについても、群馬県でついこの間、嬭恋村がいわゆる要注意団体から何とか普通の団体に、健全団体に仲間入りしたわけですが、あそことでプライマリーバランスは黒字でございますから、日本で赤字というのは夕張が赤字だったかどうか、夕張さえもわからないと。ほとんど赤字のところはないということです。プライマリーバランスだけを私は尊重をしてみるというつもりはございま

せん。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 何か黒字が出るとまずいみたいに、プライマリーバランスが主役だというふうに言われているのに余り重視しないと。町長も中里課長もそういう見解のようで、今見ていた数字は、私が持っているこの数字と同じものでしょう。全く同じものだけでも、意図的にか全く違う説明をされているわけです。平成6年度に22億基金があったと。そのころは財政調整基金にだけ集中して置いてあったのではないですか、これ。ところが、今はトータルすると平成6年のときの、いいですか、財政調整基金が22億あったのが20年度は4億6,800万だと言っているのですけれども、トータルは平成6年と今と比べるとそんな変わっていないのです。今のほうが多いのですよ。同じデータを持っているのだから。

確かに財務省だって、バランスシートでいくと資産と負債とあると、バランスシートの左側の資産勘定はなるべく伏せておいて右側の負債勘定ばかり強調して、大変だ、大変だ、大変だとやっているのはよくわかるのです。何かよくそれを国民に訴えてやろうという、財政を預かる立場にある人は国も地方自治体も、あるいは民間の企業の財務の係も、もっと身近な話をすれば家庭の主婦、財布を預かる主婦も同じように我が家は貧乏だ、大変なんだということを強調するのはわかるのです。だけれども、同じ今の資料を見て全く逆のことを言うというのはちょっと問題があるかと思うのです。まだいいですよ。

ただいまの町長の現状認識はいつものとおり厳しいということなのでしょうけれども、それでは、今ちょっと示しましたが、ある一定の目標を達成すれば少し積極的というか、前向きな財政運営をしていこうかということなのでしょうけれども、でもそれならいつごろになったらそんなことできるのかということなのです。よく言われているように、今のこのグローバル社会ですから、世界じゅうでいつ、どこで何が起こるか分からない。不確定要因がいっぱい存在しているわけですから、そういう中で、ですから先の見通しは立てにくいといえればそれまでなのですけれども、簡単に工程表といいますか、財政をどのように持っていくかというのを示していただきたいと思うのです。昔の話ではないのですけれども、「欲しがりません、勝つまでは」のような今までのような財政運営を続けるのか。それですと時間がわからないわけですよ。いつになるかわからないわけ。だからその辺のことを、ちょっと時間がないので、後に聞きたいことがいっぱいあるので簡単にお願ひしたいと思うのですけれども。話すことがいっぱいありますから。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほど平成6年のいいところだけ強調したということですが、そうではございません。財政調整基金は22億ありましたが、そのときの総合計が32億ですね。5億4,000万に今年は減っているけれども、総体的な基金の現在高は28億だということを申し述べておきまして、財政調整基金の動きは大きくあるのですが、貯金の現在高は1億円ずつぐらいい減ってきているのだということを申し上げて、でもそれよりも借金のほうをうんと減らしているということを申し上げたわけでございます。他意は、あえて悪い面というか、おどしの面でそういう負債がうんとあるんだとかということを申し上げているつもりはございません。

まさに議員さんおっしゃるとおり、厳しい、厳しいと言いつつ、では目標はどうなるかという

ことですが、それも単純には答えられない面が正直言ってございます。というのは不特定な、例えば厚生病院の問題とか広域ごみ処理の問題等々、これもこの前、先般の定例会のときに青木議員さんに言わせれば1年間で何千万の単位、億に届かない負担で進んでいくのだと、そういったことも言われた記憶もございますが、そういう不確定要素が、例えばついこの間までなかったものがぽっとうして大きな事業が出てくるということもございまして、私とすれば当面の課題の、それを間接的にというか抽象的に申し上げるわけですが、生活を重視し、現実を直視をしながらやっていくと。今、現実として板倉町の役場はこんな、どこへ行ってももう天然記念物的なものだとか、町民の皆様が一番欲しがっている施設は何かとか、そういったものを一つ一つつくるために一生懸命頑張っているという表現をいつも使わせていただいているわけでございます。

そういう意味で、例えば今年、小学校の体育館を4つ耐震診断をさせていただきました。あるいは現在中央公民館の耐震補強も診断をこれからやるところでございますが、それとてどのくらいかかるかもわからない現状であります。海老瀬の小学校、東小学校だけでも2億8,000万も、1つの学校を耐震補強、改修するだけで約3億円もかかる場合もあるわけでございますので、そういったことを見ながら、できるだけ財政の状況を見ながら、私も栗原のときになってあれができた、これができたと言われるほうがいいわけですので、そういう意味では頑張るつもりであります。

今申し上げました小学校4つの耐震をはかりましたところ、幸いにも中学校は来年やります。これも1億五、六千万恐らくかかってしまうでしょう。だけれども、小学校の4つの体育館は幸い耐震オーケーなのです。とすると耐震を1つずつ、例えば何千万、5,000万、1億円ずつかけてやった気持ちになれば、例えばそこで4億円、5億円というお金もかけた気になれば浮いてくるということですし、そういうことで先ほどそんなに遠くないうちに財政上も借金の、いわゆる地方債の現在高も減ってきますし、そういうことでそういう大きな一つ一つの課題について具体的にチャレンジすることもできるのかなということで、いつまでなどということは、数字を明確に来年とか再来年とかということは差し控えたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 先ほど21年度の決算で示されたように、21年度1年間でプライマリーバランスも4億円も黒字が出ているということは、現実にはこれだけ財政内容が好転しているわけです。現行のような、今のような緊縮財政を継続する限り、このプライマリーバランスの黒字も恐らく継続するのではないかと思います。この黒字、余裕があつての黒字であるとは決して思っていないですよ。交付税も減額されながら、そういう中で切り詰めた長年の努力の結果であるとは思うのです。交付税が減額される中で、一方では国保会計や下水道会計への赤字補てんをしながら切り詰めた財政運営をしながら、このプライマリーバランスの黒字を捻出しているのはよくわかります。その結果、将来負担比率も限りなくゼロ、実質借金も限りなくゼロに持ってこられたということだと思ふのです。

このようなバランスシートになった板倉財政なのですけれども、町長の話だとそのうちという話なのですけれども、今でも黒字分ぐらいは山積している課題の解決に充当していけるのではないかとというのが私の考えなのです。そう言いますと、先ほども先回りして言われてしまったのですけれども、大体町長の答弁は決まっているのです。今後、厚生病院の建てかえ、焼却場の建設、国からの交付税が不透明などを理由に消極的、否定的な言葉が返ってくるのです。でも、何度も言うのですけれども、厚生病院とか焼却場の負担は20年、

30年先の次世代の問題なのです。国家財政に関しては一地方自治体が心配する問題ではないと思うのです。当面そこまで心配したら先に何が起こるか分からない。町長も答弁の中で、さっきも言ったけれども、私の任期中に町民のシンボルである役場の建設ぐらいめどをつけて計画ぐらいしておきたいと思っています。会社と違って貯金通帳を見てにこにこしているだけではないという記憶はあるのですが、必ずその後日本の国が倒産するかもしれない、この先どういう不測の事態が起こるかもしれないと非常に逆の否定的な言葉が出てくるわけです。そこまで心配したら切りがないことであって、何もできないと思うのです。この生身の人間、個人でもいつ病気になるかもしれませんし失業するかもしれません。いつ、どこで災害事故に遭遇するかもしれません。そういう不安を持ちながら、住宅ローンだとか教育ローンなどを組んで前向きに生きている人が多いのです。そういう中であっても、人それぞれですから石橋をたたいて渡る人もいれば石橋をたたいて渡らない、バックしてしまう人もいます。金銭感覚、生きる姿勢は人それぞれなので、これはやむを得ないことですが、そこで私と町長の質問と答弁をやっていると山手線のように堂々めぐりするだけかみ合わないのは、これは考え方が違うのだからしょうがないでしょう。左ききと右ききみたいなものですから。

それでは、先ほども示したようにいつごろまでこんな財政を続けるかといったら、先ほどの話でわからないということなのでしょう。そこで、時間がないので、ちょっと答弁求めたいのだけれども、続けてやってしまいますから、終わってしまいますから、時間が。

そこで、それならどういふ将来のまちづくり構想というものを考えているのか伺っていきいたいと思うのです。そうすると何もできなくなってしまうわけです。板倉町にもいろんな立派な板倉町の総合計画のようなまちづくり構想計画があるのですけれども、まちづくりというからにはアイデアだとか知恵だけでは絵にかいたもちに終わってしまうのではないのでしょうか。やはりいろいろアイデアとか構想とともに、それを裏づける財源がないと、構想と財源とは一体不可分の関係にあるのではないかと思うのです。

板倉ニュータウンも販売開始以来もう十年一昔もあつという間に終わって、もう二昔目に入っているわけです。現状のまま二昔目も終わってしまいそうです。企業局も工業用地を変更したり、あるいは東洋大学も研究棟ですか、実験棟ですか、建設して前向きな姿勢はうかがえるのですが、いかんせん現在の経済状況です。見通しは明るくないですね。企業局や東洋大の強大な財力に期待するのも一つの方法ですが、板倉町からもただ働きかけるのではなくて、多少財政力も伴ったまちづくり構想を積極的に働きかけていかないと、なかなか前に進まないのではないのでしょうか。それができるのは町長しかできないのです。と思うのです。まあ頑張ってくださいと思うのです。

これは1つの例なのですが、町長もご存じのはずなのですが、北川辺高校の跡地に平成23年に中高一貫の私立高校というのか、中高一貫の学校が開校するわけですよね。この私立高校の誘致にも北川辺町長の強力なリーダーシップによって成功したと聞いております。北川辺町の財政も板倉町ぐらいなものでしょう。ひょっとするとそれ以下なのではないですか。その旧北川辺町が北川辺高校の用地を埼玉県から……金額言っちゃいいのじゃないかな、知っているのじゃないかな。聞いているでしょう。4億円で買い取って、それをその私立高校に10年間無償貸与するという誘致に成功したということらしいです。やっぱり町長の強いリーダーシップが高校を誘致させた典型的な例ではないかと思うのです。そういうお金も時には出さなければ町の活性化には難しいのではないかと思うのです。

そこで、町長におかれてはリーダーシップで何かまちづくり構想の大きなものを1つぐらい何かあったら示してください、町の活性化のために。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 順序が後になりますが、今の質問からお答えします。

とりあえず私が就任して2年目ということで、基本的には前町長の達し得なかったもので方向が転換できないもの、それはやむを得ないということで、できるだけその一日も早い実現に、それは言いかえればニュータウン関係についてはどうにも身の振りようがございません。これをできるだけ何とか採算ラインというか、8割方、9割方に仕上げるために全力を投球するというのが私の務めだと思っております。

例えばそれ一つにつきましても、北川辺の高校云々というお話がありました、比較にならないほど規模も大きいものもございまして難易度も高いものでございます。なぜならば、前町長が二十何年かの経歴を持ち、最高の地位を持ち、いろんな人脈をもってしても達成できなかったことに、それに挑戦をするということでございます。したがって、例えば当面はそれも1つでございます。

それから、私自身、いわゆる課題が多過ぎて、まずクリアをしなければならない問題、例えば役場の庁舎の問題、あるいは例えばこの後秋山議員さんから出てきますが、他町並みの例えば生活水準といいたまうか、例えば福祉の面、いろんな面を見ましても、この町については例えば道路の舗装率についても、郡内75%から80%いっているところが約40%強ぐらいです。50%いっておりません。とりあえず私が自分の構想云々を言うよりも、既に手がけ、これをほうっておけないということをもまず優先すべきだろうということで、この2年間頑張っております。したがって、それが現実直視、生活重視ということに表現をさせていただいているところでございます。

それから、私は日本が倒産するかもしれないというような考え方で臨んでいるというような、それは全く青木さんは逆ではございませんか。青木さんは今まで論理的にどうせこの国はこれだけひどい状況だから倒産するかもしれないのだから、あるお金は余り考えずにどんどん使っちゃえという理論だったのではありませんか。私は日本の国も、さすがにそれはわかりませんが、今の状況では学者によっては3年ぐらいで倒産するかもしれないとか、いろいろ諸説あるわけですが、国が倒産することを前提に当面例えばやりたいのものをどんどんつくって、では倒産しなかったら我が町はどうなっちゃうんですかという論理で今日来ておまして、それがあある意味では手がたいという評価をいただくのか、あるいは慎重過ぎるという評価を受けるのかわかりません。

そういうことも含め、財源の問題も一番重要な問題ですからといたしますが、それは私もわかっていますが、さっき言いました企業誘致関係とか産業の掘り起こしとか、すべて今現在やっておりますが、現実にはそう簡単には、景気の関係もあってかもしれません。あるいは私の力が足りないということかもしれませんが、なかなかこの場で胸を張って言えるという状況でないということも事実でございます。

それから、まちづくりの構想そのものも、私が見て過去の10年間あるいは20年間を振り返ったときに、例えば10年総合計画とかいろんな計画も町は立てるのですが、現実には財源も考えないような絵にかいたもちの計画をこの町は立ててきたというふうに私は見ております。例えば東洋大学の教授さんが入った緑の回廊構想とか、何でこんなものを構想の根幹に据えるのかというような、私は当時そういう考え方も持っておりま

したが、いずれにしてもすばらしい夢を語ることは簡単ですが、実現をすることのほうがはるかに難しいことも踏まえ、とりあえず今横たわっている大きな課題を何としてもクリアしたいというふうに考えて頑張っているところでございます。

ちなみに、14日に町の、今これも大きな分岐点になるかもしれません。駅の南側の9ヘクタールに商業施設が誘致できるかどうか話し合いに、これも大詰めになってきていると思いますので、行ってまいりたいと思っております。したがって、努力はいっぱいしているつもりなのですが、成果が出ないということには私も非力を認めざるを得ないということも承知をしておりますので、引き続き一生懸命頑張りたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 町長の話はもう再三聞いているのですけれども、町長の財政の話になると国の交付税の動向とか、あるいは厚生病院や焼却場への財政支出とか、かなり先のことも視野に入れた財政力強化、アップに意欲的であるように受け取れるのですが、それでは財政力強化とさきの町長選の第1番目の公約であった合併推進についてとの関係についてはどのように説明されるのか伺っていきたいと思うのです。

今、合併について町民意識調査が実施されている最中ですね。しかし、既にさきの町長選で栗原町長自身もたびたび言われているように、合併推進は選挙で大筋で信任されているのだということを言っているわけです。ですから、選挙直後と申しますか、町長の就任直後はいつ合併するのか、何か来年にもしちゃうかというようなせっかちな人も多かった……多かったかどうか知らないが、そういう人も大分いて、耳にしていました。

合併については、当然反対意見も多くあるでしょう。役場、そちらにいる職員はほとんど反対でしょう。議会はどうなのでしょう。合併推進を第1に掲げた選挙公約を実現させるためには、多くの反対意見があって幾つものハードルを越えなければならないと思うのです。それを越えるには信念を持って反対を説得するということが政治家のリーダーシップであると思うのです。国の消費税の問題だってそうですよね。ふらふらしていたのではできないのです。

今、時の話題となっております鹿児島県の阿久根市、あるいは名古屋の市長のケースでもわかるように、首長の権限というのは絶大な権限が与えられているのです。あのケースは番外としましても、首長は相当の権限が与えられているはずですから、長期展望に立っての財政力強化と合併推進という関係については、町長はこの関係をどのように説明していくのか、そこを伺いたいと思うのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 合併の問題については、ちょうど2年近くたってアンケート調査をするようになったと。これについては大半の合併支持をされている方については遅いという評価をいただいているのかなと思っております。あるいは合併そのものが私の町だけで、あるいは私だけが判断をして進められるものと誤解をされている町民の方もおられるようでして、常々演説会も通し、公約を浸透させるためにはいろいろ細かい話もしてきたところでございますが、相手のいる問題でありますから非常に難しさもあるが、私としては合併を基本的には推進をしたいと。

本来であれば、合併は財政の問題を中心に考えての合併というのは本質的にはいかなるものかという論理

が1つございます。しかし、私はこれから先、いわゆる人口減少、あるいは特に少子高齢化の納税をする人口が激減をしていくこれからの10年、20年先を見たときに、果たして他町、合併をした町としない町との差がどれだけ出るかわからないということから考えますときに、いずれにしても合併を推進をしていくことに間違いはなかろうと現在も思っておるところでございます。

ただ、阿久根市長や名古屋の市長さんのお話も出ましたが、強権的にやるということについては、私自身もそういう性格は……どういう形で受けとめられているかわかりませんが、栗原は非常に強いとか激しいとか、いろんな評判も選挙中もいただきましたが、やっぱり物事は民主的に進めなくてはならないということで、一定の手順を踏みつつ、館林の状況も、市長の腹を探ったり、そういう意味ではまだ本格的に話が進められないというのは、1つは郡下の状況にあることはご承知のとおりです。あとは我が町が……。館林は板倉だけでもいいですよということは言っています。ただ、私が立候補するときには館林市は1市4町で合併したいという構想をぶち上げていたものですから、合併のメリットはそこそこのスケールがなければメリットが出ないということも踏まえ、そのくらいで明和も館林も板倉も、あるいはその先も合併するのであれば、私も賛成だという基本的な問題があったのですが、明和が反対、あるいは邑楽、千代田、大泉がほぼ反対に近い状況の中で館林さんが板倉だけでいいですよと言って、いわゆる想定外の状況が今現在出ておまして、それでいいのかどうかということも含めて今回調査に入っているところでございます。

逆に言えば、館林と板倉ではいわゆる合併の恩恵がどれだけあるかということも踏まえ、また非常に新たな問題も出てくるわけございまして、ある意味ではこれも慎重に民主的に、なおかつスピーディーにと。そのスピーディーが要するに感覚的に、調査だけでも半年やそこら慎重にしなければなりません。ということです。

したがって、間接的なお答えになっていると思うのですが、公約と町の財政強化は矛盾をしておりません。要するにいわゆる財政が弱くなり過ぎて、今でも郡内で一番……青木さんはすばらしい町だと言っていますが、郡内でどういう角度から見ても先ほども申し上げました舗装率の問題、あるいは必要な公的サービスのいろんな機関の問題、例えば文化会館、運動場、武道館、いろいろ挙げますが、あるいは児童館の数にしても、ということですべてそういう部分でおくれている当町にとって、こちらから見れば合併してもらいたいと言っても、相手が果たして逆にどう考えるかということも、究極はそうなるわけでありまして、北川辺なんかはそれでぶっ壊れてしまったのですよ、一応最初はね。合併が決まったからどんどん、どんどん欲しいものをつくっちゃえと、使い切ったら貯金はゼロになってしまって、だけれどもそんな勝手な町があるかなんて内輪もめで、合意した町同士で突つきっくらになってしまって結果的には御破算になって、その後、今の形でもう北川辺はバックができなかったという話も伺っております。

そういうことで、財政力を落としながら、板倉であっても、あるいは合併に値する町だという基本的な財政力も保ちながら、でも例えば相互のためにはさらに合併をしていくことが望ましいだろうということで、これは着々と私の考えているとおりに進めたいと思っております。4年の任期中に方向性が、1回のアンケートで果たして済むのかどうか、あるいはそのアンケートのぐあいによってどういう手当てが、先ほど言った私の考え方と相反するものが出たときには、おっしゃるように説得工作も町民の皆様に対してしなくてはならないケースもあるでしょう。いろいろなことを想定をし、できればそういう形で進めてまいりたいと思っております。また、そのときには4年後に……あと2年後ですね。選挙も来るでしょうから、合併が反対多

数、どうにもならなければ私のほうがもしかしたら軌道修正をする場合もあるかもしれません。そういうことでございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。時間が参りますので……。

○7番（青木秀夫君） 町長の答弁が長いので聞くことができなくて、財政力のよいか悪いかの認識については、これは人それぞれで、栗原町長は欲の深い人で無限大にいいことを期待しているようで、板倉町の財政なんていうのは民間の企業なんかには比べれば相当優良企業だと私は思っておるわけです。それも切り詰めて切り詰めた結果、黒字を捻出しているのはよくわかるのですけれども、そうしますと町の活性化だとか何だとかと口だけで暗い町になってしまいますので、何か大きな明るい目標だけでも、夢と言ってはなんですけれども、そういうのもつくるのもいいのではないかと、活性化のために。

例えば前にも私がよく言ったのですけれども、東洋大学を、あの巨大な財力を生かして、何とかあれできないのかと。今医学部の新設があっちこっちで騒がれておるので、東洋大学に医学部を新設させるようなことを、これは板倉町だけではなくて館林市なんかも巻き込んで地域一体となって働きかけていかなければならないような大きな問題だと思うのです。東洋大学の財務の担当の理事も「医学部の新設は自殺行為だからやりません」ということをはっきりかつては言っているぐらいですから、これはなかなか、そこへそういう話を持っていくのは相当高いハードルがあると思うのですけれども、そういうことも含めて、やっぱりそれは町長のリーダーシップなのです。板倉町単独でできないような大きな問題かもしれないのですけれども、そういうことも含めて、状況というのは3年先と今は変わってくるわけですから、来年あたりから新設の医学部が二つ三つできるようなことも聞いていますので、東洋大学の財力をもってすれば、自殺行為とも言っているのですけれども、できるのではないかと。それをするには板倉町だけで誘致するというか、頼むのではなくて、地域一体となってやっていくぐらいなことをしないとできないのではないかと思います。

時間も来ていますので、その財政力の認識の違いがあるのはよくわかるので、もうこれはどうにもならないことですから、町長は板倉の財政は悪いと。私は世間並みでいけば平均並みよりはいいのではないかと。私はいいと言っているのではないのですよ。平均を上回るぐらいなところにはいるのではないかとやっているだけですから、いい財政状況にあるなんて決して言っていないですよ。だから、その辺のことがありますので、ぜひその辺を踏まえてもっと明るい夢のある考え方も一つ二つつくっていったほうがいいかなと思いますので、要望としてよろしくお願ひしたいと思います。

では終わります。

○議長（塩田俊一君） 以上で、青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分とします。

休 憩 （午前10時04分）

再 開 （午前10時20分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山豊子です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、子宮頸がん対策について質問をいたします。20代から30代の若い女性に急増しております子宮頸がんについて、予防ワクチンが昨年10月に承認され、12月から国内での接種が始まりました。若い女性に増えている子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルス（HPV）が原因で起こる病気で、日本では年間で1万5,000人以上が発症し、3,500人ほどが命を落としていると推計されております。群馬県内におきましても、08年度に41人の方が残念ながら亡くなっております。

ワクチンは、このHPVの種類の中でも子宮頸がん発症原因の約7割を占めると言われる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できます。例えば国内で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を年間73.1%も減らすことができるとの試算もあるほどです。そうした効果からワクチンは世界100カ国以上で承認され、その多くの国々で主に10代の女性を接種対象とし、公費助成が進んでおります。

ただ、こうしたすばらしいワクチンも、既に感染してしまったヒトパピローマウイルスを取り除く効果は確認をされておられません。そのため、感染を早期に発見するための定期的な検診も大事であります。さらに検診率を向上させていく取り組みも手を緩めてはならないと感じております。

前にも質問いたしました、国の2009年度第1次補正予算で実施された子宮頸がんと乳がんの検診無料クーポン券について、本町独自の継続のお考えはあるでしょうか、伺います。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） ただいま無料のクーポン券の話なのですが、現実的にもう始まっておりますので、これからもでき得る限り続けていきたいと考えております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 23年度の3月31日でこれが終了するわけですが、やはり検診が何といても一番大事なことでありますので、私は本当に、今財政の話がありましたけれども、ぜひこの検診の無料クーポン券の継続を強く望みたいと思っております。

ほかの種類のがんは40代以降に増えていますが、子宮頸がんは若い年代から発症するのが特徴であります。子宮頸がんは毎年きちっと検査を受けていけば前がん状態で発見でき、子宮を摘出せずに治癒できると言われております。子宮頸がんは発症原因が唯一わかっているがんであります。それゆえ、ほかのがんとは異なり、定期的な検診とワクチンの両輪によってほぼ100%予防できると言われております。私は、この定期的な検診とワクチンに着目をしていただきたいのであります。検診とワクチン接種で予防できる重要性を理解していただきたい。そのための検診無料クーポン券であり、またワクチンは任意接種のため、全額自己負担となりますが、初診料を含めると3回の接種で5万円前後かかりますので、経済的な負担の重さが課題なのであります。それゆえ、県内におきまして前橋を初めとし、各市町村で公費助成が進みつつあります。私は、各家庭の経済力によって格差があってはならない、それを避けるためにも本町でも全額を公費助成を実施すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山議員さんの子宮頸がんも含め医療体制をさらに充実せよということの質問でございます。特に子宮頸がんについては、おっしゃられたような認識は私どもも一応行政の立場といたしましても認識を十分にしているところでございます。そういう経緯でございますので、先般、郡内の町長会でも、前回さらに前々回でも話し合いの議題に上がっております。先ほども申し上げましたが、財源が伴うことも当然あるわけでございますので、各首長とも非常に慎重でございます。

特に私はそういったときにどういう姿勢で臨むかということをもっとお話をさせていただきたいと思うのですが、もちろん財源が伴うということですので、秋山さんにすれば常々そういったことは郡内はもちろん県内でも、あるいは全国でも一番早く実施せよというような意気込みをいつも言われるわけでありますが、先ほど申しましたような事情もありますので、比較的前半は控え目に、ほかの町の動向をうかがっております。例えばそういう話し合いの場合ね。

今回につきましても、まさにご承知のとおり、大泉町、明和町は非常に財政豊かな町でございますし、子供の数も比較的、総体的には少子高齢化ですが、やっぱり財政豊かな町には子供も多うございます。したがって、そういった豊かな町がどういうふう考えているかということも1つの参考材料にしながらということと、私もこれも常々述べているのですが、財力の関係で率先してやることはできないけれども、他町がやっているものについては遅滞なくやっていきたいという、そういうスタンスから、まずそういう豊かな町の町長がどう考えているかということ前半は静かに聞く姿勢を持ちながら臨んでおります。

この件についての話し合いも趣旨は十分理解をできるし、決して女性の命を粗末にすることでもないし、ただやっぱり豊かな町であっても始めればこういったものはやめられないというか、そういう性質上の問題もありますので、もう少し慎重にしたほうがいいと。ちなみに、県内では13市町村がそういう助成を行っております。ちなみに、町部を見ますとすべて山のほうでございます。

極論を言えば南牧村さん、あるいは上野村さん、上野村さん等におきましては非常に財源が豊かで、一節には海外旅行まで行ってこいということで20万ぐらい予算をつけるというような町でございますが、子供の数が23人、あるいは南牧村については13人というような比較的町村部では小さい町村が、総額補助してもたかが知れているという、そういう表現ではまずいかどうかわかりませんが、多分そういうことなのでしょうということで、何事においても非常に積極的に対応されると。それについて、それが今のご時世ですからあつという間に県内に広がり、あそこがやっているからここもやれと。それで大きい自治体は非常に困るところも……困るといふか、そういう感じのところも事実あるのだというようなぶっちゃけた話もしまして、もう少し、というのは国もそういう、先ほど秋山さんも申し上げたように、費用対効果を考えれば絶対に国で助成をしても、極端に言えば全額助成をしても大丈夫な試算は出ているのですね。

例えば先ほど言った1年間にこのくらいの方ががんで亡くなると。その人たちが子供を産み、その亡くなる人の生涯賃金、働ける賃金とか子供の再生産の賃金とか全部はじいたときに、いわゆる費用対効果を考えたときにはやったほうがプラスだという方向性も出ているというようなこと等も踏まえ、国の動向がもう少し、1年ぐらいのうちにどうにか見きわめられるだろうというようなことも踏まえて、郡内は一致してやるときにはやる、もう一年というときにはもう一年、いわゆる横並びの姿勢でいこうというような、この間話し合いにも出たところでございます。

それは言いかえれば、もちろん人の命はお金にかえられないという面も正直あるわけではありますが、例えば子宮頸がんだけでなく、論理的に言えばすべて人の命にかかわる問題でありまして、ただこれについては先ほど言ったこれをすればといういわゆる原因がしっかりとわかっているということで、余計そういう意味では騒がれるということもあるわけですが、1つは例えばインフルエンザの新型のワクチン、これを始めたらほかのワクチンはどうだ、それからできれば全部に効くワクチンを全部の町民、全部の国民にという、どんどん末広がり広がるわけでごさいます、どうしても多少の経済のいわゆる費用対効果も含め、財政をどういうふうにそれに充当していくかという細かいところまで見なくてはいけないということも踏まえ、今現在はそういう状況でごさいます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私は町長が本当にすばらしいと思って見ているところは、この間も私の自宅のほうに道路の関係で、「近所で陳情が出ているけれども、秋山さんどこだい」ということで来ていただいてお話をさせていただきました。そういうところはすごく責任感が、わざわざ課長と2人で見えてその現場を直視するというですばらしいのと、そこはすごく責任感があってすごいというふうに私もそのときは思わせていただきました。そういう責任感がおありのところ豊かな町を静かに見ている、その結果によってやるのだという、それは豊かな町を静かに見ている間にがんはどんどんと進行してしまうわけでごさいます、そういうのがちょっと責任感というところから考えるといかがなものかなというふうに思うのです。

先ほど青木議員の財政の問題でもありまして、多少の余力があるわけですから、そういうところを本当に苦渋の選択をしていただきましてやっていただければ本当にありがたいなというふうに思いますし、ですから接種の範囲をきちっと決めて、中学生の1年生から3年生までの女子を全員接種をしたといたします。そうしますと、今中学校全員で476人でしょうか、いる中での、それを半分としても一千何百万のお金で済むわけでごさいます。そして、それを1回接種いたしますと20年以上それが継続するわけです。ですから次の年は1年生だけを接種すれば済むわけです。そういった試算をしていただきまして、ただただお金がかかってなかなかできない、思いはあるけれどもできないというだけの答えではなくて、やはり長い展望を考えていただきましてぜひやっていただけたらというふうに思っております。

やはりそういう中で、先ほど県内だけをおっしゃっておりますが、全国的に今本当に各首長さんの決断でこの子宮頸がんワクチンの公費助成は着々と進んでおります。そういうことで我が町におきましてもよろしくその辺はお考えいただけたらなというふうに思っております。

また、私は今回、子供の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン接種についても質問を出してございまして、細菌性髄膜炎の原因の約6割がヒブ、これはインフルエンザ菌b型で、約2割が肺炎球菌の影響によります。このインフルエンザ菌b型は、私たちの知っているインフルエンザウイルスとは全く違うものでありまして、ヒブという細菌が人から人へ飛沫感染をして全身性疾患を引き起こすわけです。中でも髄膜炎、脳や脊髄を覆う膜に感染するヒブなのです。髄膜炎は最も頻度が高く、悪い病気でありまして。多くは3カ月から5歳になるまでの子供たちが多くかかります。全国で毎年約600人の乳幼児がヒブ髄膜炎にかかっています。ヒブワクチン接種は生後2カ月から7カ月ぐらいで開始をして、4週から8週あけて3回接種するのです。その後、1年後に追加として1回、計4回接種します。ヒブワクチンは1回につき接種費が約8,000円前後かかります。小児用肺炎球菌は重い感染症を予防する子供用ワクチンで、1回の

接種で約1万円かかります。両ワクチンとも接種は全部任意でありますので、自己負担となります。子育て世帯の経済的負担軽減のためにも、私はぜひ公費助成をすべきと考えますが、町長、この子供のヒブワクチンと肺炎球菌のワクチンの接種についてもありますが、この辺についてはどんなお考えでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一応関心をもちろん持っておりますので、3種類のワクチンの例えば費用とか、もちろん我が町に当てはめて11歳が何人いるか12歳が何人いるかという調査も全部当然させております。したがって、むやみにお金がということでもございませんし、ただ近隣の町村の、しかも我が町よりも右から左へさっと、本当に町長としては苦しいのですが、きのうも冒頭のあいさつで申し上げましたように、1年間58億円のやりくりを……57億円でしたか、63億円の収入はあったのですが、また残ったお金を繰越金、繰入金に戻して、実質は五十七、八億円でやりくりしたと。その五十七、八億円のやりくりの中でも皆さんの要望はほぼ聞けていない状況を選択して、「申しわけないが、申しわけないが」ということでやっている現実の中でも1億円足らなくて基金を下げているという現実ですね。我が町よりもはるか、要するに我が町の財政力指数は0.56ぐらいだと思いますが、1以上の大泉町や明和町が当然考えてしかるべき、すぐ手当てができるはずですから、そこの町長さんであっても、やっぱりいいことは事実だし、一番今我々が問題としているのは、それぞれが費用対効果を国レベルで考えたときに、国でやっても絶対に効果の上がるものだという認識を持っているのです。それを各町村でお金のあるなしでやっていくことよりも、国に全額補助を求めて国の責任でやっていただくことをまず求めていこうというような、例えばそういうニュアンスなのです。したがって、そういう一定期間、国の方向性を見定めてという形でございます。

したがって、ヒブワクチンにしても、先ほども申し上げましたが、どんどんいろんな病気も出てきますし、全部こういった心配がある、ああいった心配がある、それを全部一々公費で手当てをできることが、それは望ましいとは思いますが、現実的にはまだ検討の余地があるということで、それも5年、10年を対応しないとかそういう問題ではなく、もう一年ぐらいちょっと見てみよう。だから1年というより毎月毎月県内の動向や、その動向はどういうことをあらわしているかということに、言いかえればもちろん首長の判断もあれですが、だから既にやられたところは、先ほど言ったように前橋を除いては決してそんなに、どちらかというと比較的少人数で、50万、100万で対応ができるようなところであるということで、この自治体においてもヒブと例えば肺炎球菌を全部3種ともやっているかどうか、これはわからない。ということも含め、調査をしながら、おくれることなく、かといって我が町としては残念だと言われても、お金のいる町が取り組まないのにお金のない町が、ほかに使い道がいっぱいあるのにということもどうしても考えざるを得ないということで、それは命を粗末にするとか、そういうことは違うのだろうと思っております。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 町長の考え方ですけれども、町の財政が今大変なんだ、本当に逼迫しているんだというふうにおっしゃっておりますけれども、町が逼迫して大変ならば町民はもっと大変なのです。そういう中で町は何とか逼迫している財政を立て直したりしながら手当てができます。でも、町民は個々人の家庭において、その家計のやりくりをどうやるのでしょうか。本当にできる家庭は私は少ないと思います。家計のやりくりができない世帯のほうが多いのではないかと思うのです。

そういうところを私はお考えいただきたいと思うことが1つと、また、この間上毛新聞等によりまして、館林市長の安楽岡市長が幼稚園、保育園、小中学校に全教室にクーラーを設置するということを決断をいたしました。幾らまちが大きくても小さくてもやはりその決断をする、まして5億円以上のお金を決断することは私は苦渋の選択ではなかったかなと思っております。そこで本当に何が大事かということを決断するのは、やはりその町民の皆さんの先頭に立つ首長の決断が大事ではないかなというふうに私は思っております。いや、いいです、まだ答弁は。求めておりませんので、答弁は後でお願いいたします。

本当にそこで暮らす人々が豊かで充実した生活ができているかどうか、また命と健康を守る取り組みの前進があるかどうか、こういうことがソフト面の安全、安心のまちづくりにつながっていくと私は感じております。特に町内を回っておりますと、きのうもお話をいたしました、本当に大変な家庭も多いです。そういうことを考えますと、特に女性の健康は家庭と社会の健康へと連動しております。町の対応次第で救える命があることを心にとどめていただきたいのであります。ワクチン行政に積極的に取り組んでいただきたい。

先ほどから町長は国の動向を見るのだというお話もありましたけれども、国の結論を待つのではなくて、結論が出るまで本町でも助成を考えていくべきであると思っております。国でも150億円だったでしょうか、これに充てるというようなことでありましたけれども、これは各市町村が負担する分だけを国が負担しますよということで、結局は各家庭からお金が出ていくわけです。そうしますと、やっぱり経済的で格差が生じていくわけでございます。そういうことを考えますと、私は本町でもしっかりと助成を考えていくべきであると思うのです。ましてこういう時代ですので町民のサービスの低下を招いてはならない、そういうふうに思っております。私は町長の決断を強く求めておりますけれども、このことにつきまして総括的にいかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 秋山議員の言う趣旨は全く十分理解をできておりますが、私の立場として、極端に言うとう100万円の収入でやれることは100万プラス借金がどれだけ可能かというその範囲内で、例えば経済はやりくりをしなくてはならないと。さらに、そういう厳しい中で近い将来これをやりたいと思う、これを目指したい、例えば役場をつくりたいと思うからには、財政の収入が決まっていれば、あるいは今不況でそれが決まっているのが減りつつあるわけですね。そういう流れの中で何を我慢をして、では一家のうちで車を買いたい。だけれども、車を買う金がなければ、では5年後に車を買うためには、今までよりこれとこれとこれを節約しようという、必ずそういう論理になるのが財政論です。確かに命の問題については先ほど、ですから申し上げておりますように、率先してはできないかもしれませんが、おくれることはしないということとでございます。郡内の町村長が同じ足並みでございます。

私も再三申し上げますが、例えば明和や大泉がお金があるからどんどんやろうと言われると、本当のことを言って、いいことなのですが、どんどんこちらが困ってくるのです、お金がないのですから。でも、例えば先ほど慎重に見きわめるといのは、そういった町の町長さんなんかやっぱいろいろ考えると、足を一步踏み出すことは簡単だけれども、いろんな面に波及もしてくるかもしれない。これもあれも、それもこれもということになるかもしれない。ということも含め慎重であるべきだということを、我が町よりも財政豊かなお金持ちの町の町長さんが言っているのですから、それに足並みをそろえるということは決して

私は不思議なことではないと思っております。

ヒブワクチンについても肺炎球菌についても、それぞれ費用も既に計算もさせておりますが、そういうことで足並みを取りあえずもう少しそろえたいということで、非常に恐縮に存じます。

私も全国に先駆けて何もかもやりたいです。あるいは館林のこの間5億円、各小学校に今年と来年で安楽岡市長が5億円でクーラーを入れるという決断を出したということについても、十分既に調査もさせております。どこからどれだけのものを何台買って、教室に1つなのか、教室に5台入れるのか、小さいものとか、すべて研究をさせておまして、それに対して我が町が取り組んだ場合には学校が幾つあってと具体的に検討もさせておりますが、では例えば我が町で館林の5分の1にしても1億円が、例えば財政で1年間のやりくりの中でやっていけるかどうかということ。それは基金をおろせばいいじゃないかということになるのですけれども、基金を毎年毎年、普通であっても1億円や2億円どうしても「恐縮です、恐縮です」と言いながら1年間やっていくためにも足りないのです、貯金を下げなければ。なおかつ今年1億円、さらにまた今年1億円といったら、役場とか先々につくりたいものや理想的なものを充実していこうと思っても全くできないという厳しい財政を運営をしているというのはそういう意味なのです。ですから、思い切って決断をすべきときは決断をしたいと思っておりますが、もう少し時間をいただければ幸いに存じます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 町長はどうしても郡内の動向を見定めるということが頭から離れないようでありますけれども、私はやはりそういうところを独自性を持った、ではどういう町を自分としては、自分が町長になってどういう町をつくりたい、そういうふうな大きな夢があったと思うのです。だれしも夢はあります。そういう中で向こうの町がこうしたから、こっちの市がこうしたからこうしようじゃないかということではなくて、我が町はどうするのだという決断をすることは私は大事ではないかな、そのことによって町民にも一つ一つ、そのときにはわからなくても町長の姿勢というものがあらわれてくるのではないかなというふうに思っております。

特にこれは女性の問題であります。女性は的確に見ておりますので、そういうところを重視をしていただきまして、ぜひよき方向……今の町長の答弁を聞いておりますと「やりたい、やりたい」とは言いますけれども、「やらない、やらない」と言っているような答弁でありますので、何とかそれをよき方向へ前進を一步させていただきたい、そのように感じておりますので、どうか、本当にいろいろ問題も多く大変ではありますけれども、苦渋の決断ということで、人間一度はどこかで決断をするときが多々あると思っておりますので、どうぞその辺はよき方向に導いていただけますようよろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、次の質問をいたします。空き家対策について質問をいたします。高齢化や過疎化などを背景に全国的に空き家の件数は増加傾向にあります。空き家が老朽化していくと台風などの自然災害時に倒壊の危険性や不法投棄、また害虫、そしてこれからスズメバチによる近隣への被害のおそれもあります。また、犯罪の温床になりかねません。本町の空き家対策で所有者によって適正管理されているか、また否かの実地調査等は行っているのでしょうか、伺います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 今議員さんの質問の実地調査につきましては、18年度に区長さん方にご依頼

を申し上げ、実施をして以来、今日までは実施をしてございません。当時の結果としましては、管理されているものも含まれますけれども、空き地と空き家を合わせて145軒というのがございました。現在ではその調査は実施していないということでございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 18年度以降調査していないんですよということですが、ということは、この空き家調査をするのに対して区長さんをお願いをしているということなのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 18年度に実施したときは、やはり地域の実情を一番ご存じの方は地域の方ということで、地域の代表の区長さんにご依頼を申し上げて調査をした経緯がございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね。区長さんが一番地域では身近な、本当に活躍されていると思っております。そういう中で、私はこの空き家調査は独自で職員または委託か何かできちっと調査をしていくことが大事なというふうに思っております。

私の住んでいるところでも空き家は何軒かあります。その空き家でも所有者のお宅がきちっとしていれば家の周りの除草、それから管理はきちっとされています。ところが、そうでないお宅などでは、草が家の半分以上も伸びておりまして、そういうところで2軒ぐらい連続でつながって空き家になっておりまして、カーテンが閉まっております。そういう状況ですと個人的にそれを押しあけて中へ入ってみるということもなかなかこれはできませんので、ああ、これ、中はどうなんだろうなと思いつつ見ておりますけれども、そういう調査をしていかないと、先ほども述べましたが、犯罪とか、それから不法投棄とか、そういう温床になりかねないというのは私も思っております。

また、空き家であるか、そして空き家のようなのですけれども、水道の栓があるということは、水道を使っているということは、でも住民の方は1カ月に1回か2回ぐらいしか来ないのです。ですけれども、来たときに家の前のほうで火を燃すのです。でも、これでかえってもし家事でも起きたらという心配もあります。空き家か空き家ではないかという、水道が通っているということはどういうふうに解釈したらいいのでしょうか。早く言えば、水道があいているということは町にきちっと水道を使用しますという申し出があって水道の栓をあけているのではないのですか。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 今にお答えしますが、水道につきましては、開始届がされていれば、その後とめたいというような申し出がない限り続けて供給はできます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、課長、申し出がない限りはあいてるんですよということは、水道の料金というのは徴収しているのですか。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） もちろん水道料の請求は出ています。

[何事か言う人あり]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 実際1カ月あるいは2カ月、2カ月に1回請求が出るのですけれども、メーターの検針をして、それでももちろん請求は出すわけです。ですから、それで請求を出してお金が入らないということであれば、それは実態を調査してとめるなりあけるなり確認をしてからやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね。だからその辺も……。そうすると、これはその土地に1カ月に1回か2回来て水道をあけて何かやっているのですけれども、その近所の方にちょっと聞いてみたのです。そうしましたら他県にうちを建てているのだと。それなのでこちらにそのうちができ上がるまでいるんだよと言うのだということです。ということは、そこの固定資産税とか、そこがそうすると空き家ではなくなるのかな。その辺ちょっと戸籍課長にお聞きしたいのですが、他県にうちを建てるということは、その土地は売却されているとか、またはずっとそこに自分で持っているというか、そういうこともできるということですね。ちょっとそれをお聞きしたいのですが。

○議長（塩田俊一君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 今の秋山議員さんの質問ですけれども、固定資産につきましては、土地、家屋につきまして、その年の1月1日現在で所有している方について課税をさせていただいています。もちろんその方が所有しているわけですから、当然課税ということで板倉に、あるいは今の状況でつくられて両方持ってもきちんと所有していれば、所有者であれば当然町としては固定資産税は課税させていただくという形になります。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですか。わかりました。ただ、1カ月に1回か2回来て、うちは住めるような状況ではないのです。こちらのすき間で見えるのですから。そういうところで私が一番心配しているのは、そこでそこら辺を整理したものを燃している。そのことについて本当にもしそれが火災となった場合の、そういうときのことが一番心配で、私もちょっと家の近くなものですから、ちょっと見たり何だりはしているのですけれども、そういうこともあるのだということで、今空き家の問題の一つとしてちょっと今ここで質問をしてお知らせをしているわけですが、所有者が空き家の近くに住んでいないことや、所有者がかわっていて地域住民から所有者へ相談や被害状況ですか、そういうのを伝えられないケースなどがあると思っております。そういう町への相談件数というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 基本的に空き家の管理については、館林地区消防組合の火災予防条例の中で空き地及び空き家の管理ということで、所有者は適切な管理、火災予防、それから防犯、そういった観点からきちんと管理をしなければならないというのが条例で定められております。18年に調査をして以来調査を

していないのですけれども、実際に過去3年間で当然地元の住民から、今秋山議員が心配されているようなことを区長さんに相談をしたりということで、実際にそういった困っているのだというお話をいただいています。

平成20年度は空き家については1件でした。21年度がやはり空き家については1件。今年度、22年度になってから空き家は5件、それと空き地で4件というふうにだんだん、板倉から出られて、でも相続管理人のところへ私どものほうで所有者を調べて、板倉町外に住まれているわけです。その方々に現状の写真を添付してきちんと管理をお願いしたい、周りで非常に迷惑してるんですよというような通知を差し上げています。その結果、過去3年間で空き家、空き地で13件あったのですけれども、「ああ、そうかい。それは申しわけない」ということで、「じゃ何らかの方策をします」ということで、あるいはシルバー人材センターを紹介してあげて、草刈りとかそういったものもやったというのが5件、連絡はしても、「じゃ検討します」というのが3件、全く連絡なしが5件ですから、半分近くそういった通知を差し上げてても対処していただかないというのもあります。

板倉の町内を見ますと、言い方は悪いかもしれないのですけれども、夜逃げ的な、借金のカタに家屋敷が取られて競売にかけられてというようなところもありますね。今年も1件そういった相談が区長さんからありまして、抵当権の所有者がJAだったものですから、JAのほうにちょっと相談に行きましたところ、やはりそれは競売で落とした方の今度の管理になると。それまでは何の管理もできないよというような返事もいただきました。

ただ、先々月の区長会でも西区の区長さんから、やはり「困ってるんだよ」と。相続管理人はいるのだけれども、その方は何か行方知れずみたいで、「多分連絡がつかないと思うよ」というようなこともありまして、地元の区長さんと町のほうで相談をして、敷地から外へ出ている草あるいは枝とか、そういったものは相談して地域で切ってもらおうと、そういったことはこれまでも何度もやってきています。ですから、相続管理人にやっていただくものとそうでないものは、ただ、その敷地内のものについてはさすがに入り込めないので、ですからその辺のところは非常に難しいところではあるのですけれども、敷地外にちょっと害をもたらしているものについては除外しようということで、地元と役場のほうで相談させていただいて対応しているというのが現状でございます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 18年から先ほどの件数を含めても結構な件数になるわけですので、これから年々とこれは増加傾向にあるのかな。本当にひとり暮らしだとかわからないうちに孤独死というのはですか、そういうふうにもなりかねないというふうに思うわけなのです。ですから、本当にこれは空き家対策とともにやはりそういう見守り対策ですか、そういうのの一つかなというふうに思っております。私もそういうことを考えますと、本当にこれは重要な問題ではないかなと思うのです。板倉の場合はそんなに大きな台風よっての被害がなかったり何だりしているの直接的に感じていないのかなというふうに思うのですけれども、やはりいつも万全な体制でいなければならないなというふうに思うのです。なっってからやったのではもう遅いわけですので、そういうことを考えますと、この空き家対策というのも空き地と一緒に大事なことだと思うのです。やはりこの辺は区長さんということではそれこそ仕事が多いのですから、区長さんではなくて職員または委託をしてきちっと結果が出る、そういう方向にしたらいいのではないかなというふうに私は

思っております。この辺は要望であります。

もう一つ、管理不全と判断した場合、所有者への指導はどのように行われているのでしょうか。管理不全になった場合の所有者の対応ですね。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 先ほど申し上げたように、相続管理人がこちらで調査をして調べられればその方に通知差し上げるということが、とりあえずはそこで相手がどう対応してくれるか。全く対応できない物件もあるわけです。そういったものについて、今後、では町が一步踏み込んでそこまでできるのかどうか、あるいは地域の区長さん方と相談をして、あるいは弁護士にも相談しなければならないかもしれませんね。それは地域が困っているのであればその中に踏み込んででもやれるという結論でも出れば、そんなこともやっていければというふうには思いますけれども、その辺のところをちょっと検討してみたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 対応にも限界があるということだとは思いますが、もしそういう管理不全のところ、または所有者がわかっていればその方をお願いすることもできますけれども、そういう管理不全なところでもスズメバチとかそういうものがあって周りが困るんだといった場合は役場のほうでそれを撤去することはできるのでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 先ほど言ったように個人の所有物ですので、財産ですので、そこへ踏み込むことが果たしてできるのかどうか。ですから、それは弁護士に相談しないと、多分できないと思うのです。幾ら町と地域住民で困ってるんだから、それはじゃおれたちで全部片しちゃおうとかということになっても、例えば家を取り壊すなんていうことは多分できないと思うのですよ、そちらの方の財産ですので。相続人が全くいないからということになればどうなのかなというの、我々の知識だとちょっとわかりませんので、弁護士に相談をしながらということになるろうかと思えます。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね。私も大きなことではなくて、スズメバチとか、または枝が、先ほど課長がそれは切りましたよとおっしゃいましたが、スズメバチなどがあつた場合は本当に大変なのは近隣の方々ですね、危ないです。それを管理不全で、所有者がいないので踏み込めないのだという、そのはざまですね。でも、そこに住んでいる近隣の住民の皆さん、そしてスズメバチを駆除しないという役場の対応ですと、私もそういうのをちょっと受けたのです。聞きましたら「町ではやらないんですよ」ということを言われたということなのですけれども、その方は、じゃどうしたらいいかということですよ。自分のお宅のスズメバチでしたらばお金をかけて駆除してもらおうということもありますけれども、そういうのができない。でも、それは私はこれから……これからというか、今もそうですけれども、多々あるのではないかな。ただ、言ってもだめだから言わないのだと、そういうことで役場のほうにも申し出ていないのかなというのがあるのですけれども、本当にその辺が住民の皆さんが毎日の生活の中ですので困っていることだ

なというふうに思うのです。その辺もこれからどうしたらいいかお考えをいただきたいなというふうに思っております。

警察とか消防署ではそういうふうに連絡をとっているのだというお話もありました。今本当に犯罪も多発しておりまして、そういう空き家内で何が起きているかわからないわけですね。そういうことで消防と警察の方々とはどのような連絡の方法、またそういう話し合いなどは行われているのでしょうか、1年に何回とか、その辺をお聞きします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 警察とは、空き家があってそこにたむろしている者がいればそういった情報は当然入ってきますけれども、空き家の状態であってということの情報交換は特にはないですね。消防のほうには、例えばスズメバチがいてとかヘビがいてとか、いろんな問い合わせもあるようですし、町のほうにも当然あるのですけれども、消防に言って消防が対応できるものは消防がやってくれています。先ほど言った管理人の不在のところのスズメバチをだれが処分するのだという話になりますと、通常、常識から考えれば、だれもそこを管理する者がいないのであれば町がやれないことはないというふうには思いますけれども、ただそれが果たしてどうなのかなというのをもうちょっと研究しないとならないのかなというふうには思いますけれども。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当に難しいとは思いますが、これは本当に毎日の生活に直結をしているということで、言いたいけれども言えないとか、そういう町民の皆さんの話を聞きますと、これは空き家の話とは違いますけれども、猫とか犬の話も同じように本当に行政できちっと対応できるものできないものというのがありますけれども、そのことに対して、でも指し示す、「こういうふうにしてはどうですか」と指し示すことは考えとしてはできると思うのです。そういう指し示すことができるということは本町だけの話ではなくて、先ほどから町長も各市町村の動向を見てということがありますが、これこそやはり私は各市町村でどのような対応をしているか、そういったことを模索をして、そして1つの知恵として住民にお話をしてあげるといっても、これは町民サービスの一つではないかと思うのです。ただ「できないんですよ」といいますと町民の皆さんは何をしていいかわからないということですので、またシルバー人材センターでハチの駆除、そういったこともやっているのか。また、そういうこともどのくらいでやっていただけるのか、そういうことも、今課長わかります。わかったらちょっとお答えいただきたいのですが。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） シルバー人材センターでのスズメバチの駆除はやっていないそうです。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですか。そうしますとシルバーでもやっていないということになりますと、やはりそこに住んでいる住民の方ができなければもうそれだけでということになってしまうわけですね。でも、これは大きなことですので、総務課長、考えの一つの中に入れておいていただけたらというふうに思いますけれども。

本町の空き家対策として管理不全な状態など未然に防ぐことの大事ということは肝に銘じていただきたいと思えます。町民生活の環境保全や防犯、犯罪のないまちづくりのために、さらにまた取り組んでいただけたらというふうに思っております。やはり町民の本当の足元のことですけれども、毎日の生活にかかってくることで、先ほど申しました職員の方とか、または対策に対する管理ですか、そういうものの調査とかは委託ができればというふうに考えておりますけれども、その辺を要望といたしまして、時間もあと5分でなくなりますので、早目に終わりたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。小森谷幸雄君の一般質問は12時を過ぎると思いますが、ご了承ください。

[3番（小森谷幸雄君）登壇]

○3番（小森谷幸雄君） 3番、小森谷でございます。お疲れのところ恐縮でございますが、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、板倉町の観光振興計画ということで、観光面についてお尋ねをしたいというふうに思っております。群馬県におきましては、群馬デスティネーションキャンペーン、いわゆる群馬DCが開催されております。先般9月3日に上毛新聞の記事のトップにも、この群馬DCについての紹介がされておりました。その中で観光局長は「これを千載一遇のチャンス、市町村と一緒に掘り起こしてきた数ある観光資源を幅広くしっかり伝え、旅行商品につなげたい」と語っております。現状、実施時期は、群馬DCにつきましては来年の23年7月から9月にかけてJR6社と地域、県、市町村、関係団体、観光事業者等が提携して行われる国内最大規模の観光キャンペーンと言われております。当然のことながらこのキャンペーンでは、地域の観光素材を全国に向けて情報発信し、期間中はJR駅や列車内でのポスター掲出を初めとして、雑誌やテレビなどの媒体による全国規模の宣伝や群馬行きのツアーの商品等の企画が展開されるというような内容になっております。

昨日8日からグリーンドーム前橋で全国の宣伝販売促進会議が開催されておるわけでございます。課長におかれましては、議会開催中ということで臨んではおらないかと思いますが、きのうあたりの雰囲気やどんな状況であったのかご存じでしょうか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 直接昨日担当した者からまだ報告を受けておりませんが、少なくともこの全国宣伝販売促進会議がやはり群馬県の大きい事業として取り上げられたということを今日の上毛新聞でも承知しているところです。その中で群馬県としても観光を一番にJRと図っていく、市町村もあわせてやっていくという中で若干感じたところは、こういうところでPRを行いましたという紹介の記事の中に、時期が7月から9月ということも含めて、利根・沼田地域のラフティングの紹介、あるいは富岡、西部側のほうですね、旧の官営の製糸工場、それらが大きめにPRされたという状況でありますけれども、当板倉町においてもやはり平地観光ということで難しさはあるのですけれども、その中でも特に期間的に揚舟、ある

いは地域の農産物、それと川魚料理、何といっても地域では特徴がありますので、それらをPRしてきたという状況であります。よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今課長から答弁がありましたように、群馬県のホームページを見てみますと、群馬県を5つのブロックに分けて紹介をさせていただいております。特に県央、西部、利根・沼田、吾妻、東部エリア、この5つのブロックでインターネットを通しましてホームページで観光キャンペーンについての説明が行われているわけですが、特に東部エリアという中において、太田、館林、邑楽郡というような位置づけがこの東部エリアに入るのかと思いますが、特に観光資源として今課長からお話がありましたように平地観光の難しさと、こういう面も強調されておるわけですが、平地観光の難しさを踏まえた中で板倉町あるいは邑楽・館林、こういった共通の土壌の中で自治体との競争になるわけですが、先ほどJR6社というようなことで、我が板倉町はJR6社と直接的な関係がない、薄い中でキャンペーン展開ということでございますので、なかなか難しさはありますが、そういった点を踏まえまして今後の板倉、当町を観光地として売り出す計画ですか、そういったものについても具体的なお話があればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 今議員話されたとおり、単独ではなかなか難しさもあろうということで、逆に言いますと東毛地域で協議会を持って、事務局を持って検討している場所があります。その中で板倉町については館林の観光素材と組み合わせるやっていったほうがより効果が上がるだろうということで話し合いを持ちながら進めています。具体的には、議員すべて内容等も含めて先ほどのとおりなのですが、今、観光素材は本当に売り込んでいる状況であります。

そんな中、明日、10日の日、板倉町では揚舟が入るのですが、いわゆる観光業者17名が訪れます。その中で先ほど申し上げた館林等々の、これがそっくりそのコースになるかわかりませんが、こういうコースでということで、ちなみに紹介させていただきますけれども、館林市では茂林寺がまずあります。その後に明和町のナシ狩りの体験をする。その後、板倉町の揚舟に乗船体験をしていただく。次に大泉町のブラジル料理、最後になりますけれども、太田地域の東照宮なり、富士重工のスバルビジターセンターというのがあるそうですけれども、そこで工場見学をしてそのツアーを計画する人たちを案内するという計画が含まれています。いずれにしても、それらの経験された内容について、当然評価して今後のツアーコースに入っていくのだと思うのですが、いろんな照会があったときにきちっと対応して、モデルコースということでなくて本格的なコースに取り組んでもらえるように努力したいということで考えています。よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） そういった中で当町だけの観光資源のPRというのが非常に難しいというような今お話があったわけですが、基本的には邑楽・館林の広域化の中でという部分はよく理解できるわけですが、このキャンペーンが特に群馬県全体、全国的にアピールできる場面ということで考えた場合に、広域の中での観光をPRするというのも大事なのですが、我が町、板倉町にとってどういうものができる

であろうか、そういう点から述べさせていただくわけですが、基本的には当町におきましても今まで何らかの形でいろいろなイベントを企画し、あるいはお客様を誘致するための施策が行われてきたわけですが、町として、行政側にすべてをお願いするつもりはありませんが、我が町の観光のメニューで、パンフレット等には基本的には渡良瀬遊水地とか雷電神社とか高鳥天満宮、あるいはイベント等では、先ほど課長からもご案内がありました揚舟による谷田川めぐり、あるいはこれから開催されますコスモまつり、それからよく紹介されますが、食べ物として川魚料理、農産物の販売として季楽里、このようなことが我が町の資源として存在するわけですが、それを単純に紹介するのはよく理解できるわけですが、当町を訪れる観光客と称される人たちは、先ほど近隣云々というようなお話もありましたのですが、それと断ち切る意味という大変ちょっと強い表現になるかと思いますが、我が町で何とか一日を過ごしてもらいたい。そういう中の組み合わせとして何らかの形での観光のメニュー提案、午前中はここを見て、お昼はどこで御飯を食べて、午後はこんなところを見て最後に季楽里なら季楽里、いわゆるメニュー、行政側あるいは商工会あるいは地域の団体等を含めて、そういうメニュー提案を考えていただいて、従来は来ていただいた人に基本的には赴くままに見ていただくというケースがあるわけですが、我が町に来たら春はこういうもの、夏はこういうもの、例えば秋はこういうものということで、来ていただくための観光メニュー、そういったものをつくり上げて、細々とと言うのはちょっと語弊がありますが、少ない観光資源を季節的に売り込んでいく、そういったものも必要かと思えます。

繰り返しになりますけれども、意外と我が町に住んでいる方は気づかない。町外の方からすると板倉には結構物があるであろう、いわゆる観光資源があるであろうと。いわゆる観光資源、先ほども申し上げましたが、神社仏閣とか食事どころ、あるいは歴史的な遺産、景観、自然云々等の観光資源、それと客層別で、こういった形で層別できるかどうかわかりませんが、親子とか夫婦とかアウトドア派とか、あるいは若者、グループだとか、いろいろそういった来られる方の客層もあろうかと思えます。それと交通手段とすれば当然自家用車、電車、あるいは町内に入ってサイクリングをするかどうかわかりませんが、こういった各要素を組み合わせるとメニュー提案型の観光を告知するというのも一策かと考えられますけれども、この辺についてはどのようにお考えでございましょうか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員おっしゃられたメニュー提案型ということなのですが、その前に現状を若干説明させていただきますと、町の観光振興についてはおおむねいわゆる外部向けのPR活動、パンフレット等が中心になるのですが、あるいは東武鉄道にいろんなものを、こういうものをPRしてくださいということで各駅にパンフレットを置いていただいたり、そういう活動を行っています。あわせて、町の振興計画にもありますけれども、観光素材と言われるものは羅列すると本当に数多くあります。その中で一日遊んでいただけるようなということで、具体的には今までの例でいきますとハイキング関係、それらが実際には具体化されて、例えば東武鉄道においてもそういう企画がされています。あるいは東洋大学においても学生たちが研究をして幾つかのモデルコースをつくって、東京のほうで……実際にはどのくらい来ているか把握できないのですが、そういう活動も行われています。それを一歩踏み込んで町のほうがこういう形というものまでは現在でき上がっていないのですが、それらも今後いろんな人のご意

見をいただきながらつくっていくのも方法かなということで考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今課長からご答弁があった内容でございますけれども、基本的に私は行政にすべてそういったものをつくれ、全部町の経費でやれと。やはり観光を含めまして今盛んに叫ばれております地方分権あるいは地域共同体、地域コミュニティー、そういったものを醸成しながら主体となって行政が中心的な役割を果たしていく中でそういったものを提案できる力をぜひ養っていただきたいというふうに思うわけでございます。

次の質問に入らせていただきます。1年を通してというようなことで質問要旨には書いてありますが、これも先ほどの質問内容と若干ダブリますけれども、1つの例ということでお聞きしていただきたいと思えます。板倉町で年間を通してお客さんを、多い少ないは別として基本的に呼ぶ込む、誘致をするということはなかなか難しいというようなことがあろうかと思えます。その中で渡良瀬遊水地が外部のお客さんによく紹介をされたりご案内をされたり、先般の新潟の板倉……町とは今言わないのですが、板倉との子ども会ですか、子ども会のイベントの中で我が町を紹介するときに遊水地でサイクリングをされたというような記事も「シャトル」等にも載っております。それと、それだけではなくて、神社仏閣等も含めて最終的には館林の向井千秋記念館ですか、そういったお話が載っておったわけですが、遊水地は基本的に外部から見ると非常に自然豊かな土地で観光的にも非常にたつとばれる、尊重されるというような記事等もあります。あそこに限って申し上げれば、当然スポーツ関係の方、あるいはレジャーの方、あるいは自然観察ということで、いろいろ客層が違った中で1つの場所を通年を通して見させることができるというふうに考えております。そういった中で1つの場所でも通年を通して何とか考えていけば、あるものをさらに磨きをかけなければいけない部分もあろうかと思えますけれども、企画力によって大分違ってくるのかなというふうに思っております。

10月24日ですか、マラソン大会も、町主催ではありませんけれども、開かれるというようなことで、いろんなスポーツ、レジャー等を含めましていろいろ渡良瀬遊水地が、板倉の端でございますけれども、いわゆる俗っぽく言えば観光資源として1つの大きなスポットになりつつあろう。そういった関係から考えてみた場合に、東口を出まして当然緑道が整備され、トイレが整備されて土手までたどり着くわけですが、以前も議会の場でいろいろご質問をさせていただきましたのですが、お金をかけてやる必要があるどうかは別の判断として、やはり遊水地に入る導入路及びあそこには渡良瀬グラウンドと称して野球場が2面とか、あるいはサッカー場が整備されておるわけでございます。その先に思い出橋があるわけでございますが、緑道まで整備されておった延長線が、加須市とか栃木市のエントランス部分と比較するとお客さんを迎えるという場所ではないのかなと。そういう部分も含めて考えていくことが大事であろうし、当然駅の東口にはレンタサイクルもある。ああいったものの活用が本当の意味で提案をされてお客さんに伝わっているのかどうか、そういった点から考えてみた場合に、ほかの場所でも一年を通してPRできるもののできないものがあるかと思えますが、その辺の色分けですか、あるいは今後の観光行政という中での質問になろうかと思えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員のほうから企画力というお話がありましたけれども、確かに企画力によって、今現在町のPR、いわゆる観光に関する経費が余りかけられないような状況、そういう中で確かに企画力がすぐれているもの、それらについては、むしろこちらが余り積極的に売り込まなくても、いわゆるメディア、マスコミのほうから取材に来たり、いろいろなものに取り上げてもらっています。具体的には、なかなか人数的には増えないのですけれども、揚舟等については、今回も秋の揚舟が始まります。その中で7つか8つぐらいの番組だと思うのですけれども、大きなメディアではありませんけれども、やはり関心を持って寄せられているということ踏まえまして、やはり企画力は大切なのかなということで思っています。

当然振興計画においてもいろんな素材があるということを今後再認識して、どれぐらいのポテンシャルがあるか。ポテンシャルの部分については最終的に、この計画には書かれておりませんが、やはりその辺の見きわめが必要なのかなということで思っています。具体的には、議員がおっしゃるとおり渡良瀬遊水地、これは群馬県のものだけではありませんけれども、大きな可能性を持っているところかなということで、やはり同じような認識でいます。当然それらの考えを持って緑道の整備、そこまで進んできたのかなということで思っています。さらにその先をということになりますと大きな合意を得た上で進めなくてはならないのかなということで思っていますけれども、今言われたとおりスポーツ施設なり、あるいはいろんな関係課が、町全体のことがかかわってきますので、それらを総合的にいろんな部署で検討するというようなこと、観光を担当する部署としてはそう考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどから議員さんには平地観光ということで群馬県の観光発掘キャンペーンというのかな、DCキャンペーンはね。そういったキャンペーンにのっとってそういった計画も着々と進められているわけですが、群馬県のキャンペーンの背景は、私なりに考えますと、関越道や高速道路の整備によりまして、群馬県の前橋から向こう、いわゆる上方、県境に向かって温泉場あるいは自然を含めた観光地が、日本でも屈指の観光地が並んでいたのですが、現実にはこのところ非常に危機感をあおらなくてはならないほどの荒廃ぶりが目立ってきたということで、主に恐らくそれらを何とかしなければ観光県としての群馬県は大きな打撃を受ける。そこへもってきて、そういった全国的に従来型のいわゆる観光が行き詰まり状態というような感触から、ついでにと言ってはなんですが、今までは着目をされなかったこういった単位町で観光資源を発掘したほうがよろしいだろうというような、恐らくそういう考え方で推進をされてきているのだらうと思っております。したがって、これに対します町長あるいは町の熱意、取り組む熱意は当然温度差があります。上方のほうはもう死に物狂いでやっておりますし、また比較的こちらは、県がそういう指導体制をとっているのだから何か、でもやらないよりやったほうがいいたらうみたいな雰囲気はなきにしもあらずでございます。そんなように私は見受けております。

そういう流れの中で我が町もいろんな方面で模索をしなくてはならないということも現実でありますし、町のにぎわい、あるいはもっと広く言えば発展を期するには、町内の人口がどんどん減っていく中で外から来る人口、定住人口が増えなくても昼間人口を何とかして増やすことによってにぎわいを出そうとか、そういうことによって今日までそういう面での研究もしてきているところも事実でございます。

DCキャンペーンがあろうがなかろうかということで、私も就任早々、まだ答えがどうしても出てきませ

んが、板倉町の持っている、先ほど列挙すれば雷電神社から始まり、いろんなそのものを具体的に自分が浅草の駅あたりでこのチラシをばっと見たときに、板倉へ行ってみたい、板倉へ行ってこういうコースをたどれば、経費が一万円かかるか8,000円か5,000円か、時の需要の範囲内でそういうコース設定を何とかつけれないかと。それを一回試験的にでもやってみないことには板倉独自の観光ルートというものは提案もできないし、ということで指示をしております、私自身も仕事の合間を見て、そういう意味での瞑想にふけり、今ある路線バスをどういうふうに使ったら、路線バスがないところはどういうふうサイクリングで使ったら、お昼をどこにするためにはどういうコースをつくったらとか、個人的にも瞑想も含め考えているところもあるのですが、それをいつまで、話だけではなく具体化する必要があります、それを現実にそういったものでパンフレットをつくって、板倉町の雷電神社なんていうことでなく、来ていただくためのセッティングのコースづくりを進めなくてはならないというふうに思っております。

そういう流れの中で、だれしもが口にするのですが、遊水地の問題があるのです。遊水地そのものはいろんな意味でイベントとしてはマラソンの、そういうマリンスポーツだけでなく最も適している場所であるということも言われておまして、かつて我が町も違った意味でそういうマラソンを、ハートフルマラソンとかやった経緯もございますが、観光としての集客としての意味でのマラソン大会とか、これは単発的ですよ。検討する必要があります。なぜ例えば立地がすぐれているかということと交通規制の必要がない。あるいはその他幾つか利点もあるのですが、ただ、逆に言うとマラソンのランナーにとって応援団があそこへ行かないと一人で走っている。これが見られることこそ盛會に終わる一つの大きな要因だというものも常にマラソン等については言われているのですが、いかに遊水地を周りながら板倉の町内へマラソンランナーを引き入れるかというようなことについては、藤岡古河線が大きくマイナスになってきて非常に不可能でございます。

過去にマラソンを遊水地の中でやったとしても、こちらから動員をした人数プラスアルファぐらいで、ある意味では本当の趣味を持ってやっている人が参加をするということで、観光的なマラソンには発展しなかったということも分析しておまして、そういったものも既に、例えばマラソン一つとっても、この近辺でも幸手マラソン、あるいはいっぱいマラソン大会をやっておまして、そういった意味でもこれも研究をさせているところでございます。

いずれにしても、遊水地そのものが言われるほど活用がしづらいというのですか、観光面、国土交通省の縛りがあり、あるいはさっき言ったあの中だけでやるスポーツであれば対応できるのですが、それを観光にどういうふうに結びつけるか。板倉の中へ、向こうに来た人をこちらへどういうふう導入するかということが常に課題になっておまして、今も議員さんの質問の中ではと思うのですが、こちらから藤岡古河線を東小学校の先から歩道橋で、あるいは立体の交差にでもすれば非常にいいのだろうかと思っても、町単独で例えばそれ一つにしても何十億かかるかわからないことですので、果たしてそれが例えば国土交通省が許可するかどうかとか、非常に制限があるということで非常に苦慮しております。

したがって、今、当面試行的に一步踏み出したというのは、先ほど課長が申しあげました1泊2日で、1日目は太田を中心として大間々、渡良瀬、あちらのほうへ行って帰ってきて藪塚で1泊していただいて、それから大泉、館林、明和、板倉、これらをどういうふう結びつけてという具体的なコースが設定されまして、近々17社か18社の各旅行社の添乗員クラス、それが試乗で来まして、明和ではナシ狩りをして板倉では水郷、そこで舟に乗ってというような具体的な路線を、きっと県も真剣に1つは東毛にもモデルコースをつ

くらくらなくてはならないというようなことで提案をこの間されたような内容でございます。それらについても、我々も逐一県にも提言をし、慎重に、あるいは積極的に検討もしてまいるということでございます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 遊水地は1つの例として申し上げたわけでございます。そういった中でマラソン大会をやるとか、そういう具体的な施策云々については別途ご検討いただくわけでございます。1つの考え方として、そういった観光資源の有効利用があるであろうということでの提案でございます。

先ほどから申し上げておるように、基本的には板倉町については年間60万人ぐらいが来ていると。それが商売に結びついていっているかどうかは別として、花火大会があったところは100万人を突破したというような統計データもあるようですが、基本的には、先ほど町長のご答弁にもあった内容ですが、桐生のほうから云々というようなお話もありましたのですが、それはそれとして我が町の観光行政のあり方として、繰り返し申し上げますけれども、やはり観光資源の組み合わせ、コンセプトの確立ということで、板倉にはこういう観光資源がありますよと。その組み合わせに、あるいは客層別に組み合わせによって見るとか食べるとか参加するとか楽しむ、土地の方と交流をする、そういったストーリーを展開させることが今後の課題であろうということで、これは今後の課題として行政側、地域団体も含めての問題提起になろうかと思っておりますけれども、ぜひ板倉の観光行政を推進するという中でそういった手配等もぜひお願いをしたいというふうに思っております。

時間の関係もございますので、次の質問に入らせていただきます。平成19年の3月に板倉町の観光振興計画というものが策定されております。その中で3点ほど現状をお尋ねしたいわけでございます。

まず1点目でございますけれども、今ある板倉町の観光についてお話をさせていただいたわけですが、その集大成というか、今後の計画等も含めまして、この観光振興計画書というのがベースになろうかと思っております。これを策定された経緯でございますけれども、当然当町と東洋大学さんの国際地域学部というものが協働して作り上げておるわけでございます。現状は東洋大学の状況も変化しておりますし、いろいろ観光振興計画を策定する段階での委員会とか計画検討委員会、こういうものが設置されて1つの計画書ができ上がっておるわけですが、その内容について、組織そのものがそういった形で、ある意味では変化をしているという中でこの振興計画というものが今後板倉町の観光のベースになって推進されるものという中でのお尋ねになろうかと思っておりますけれども、まずそういった意味での現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 内容については、議員が今おっしゃられたとおり、背景なり経緯があってつくられたものということで理解しています。具体的には平成17年の9月から平成19年の3月までかけて、この振興計画ができ上がっています。具体的な計画の期間としますと、平成19年度から平成23年度までということで、来年度いっぱいまでの計画ということで計画がなされています。大きく44項目の施策が列記してありますけれども、内容として見ますと、既に取り組んでいるものから始まりまして、国や県の協力を得ないといけないような大がかりなものということも含めて計画がされています。具体的には非常に厳しいなとか、本当に予算がかかるものは、先ほど町長が申し上げましたけれども、回遊ルートの関係だとか、い

ろんなものが含まれています。しかしながら、これが観光振興計画ということで大枠はできています。今後も、今質問を通しながらもいろいろあるのですけれども、ありながらも、やはりこれらも進めていかなくてはならないということですので、期間が終わるまでにはいろんな検討がなされなくてはならないのかということだと思います。

特にこの計画を見させていただいて非常に難しさがあるというのが、素材はいっぱいあります。可能な限り、多分これは計画、委員さんがこういうものも可能であろう、こういうものも素材としてであろうということで取り上げてあるのですけれども、例えばの例ですけれども、中国人が日本に来る場合にやはり富士山のほうを目指す。板倉町を目指すか。その辺の可能性の判断といたしますか、認識といたしますか、それらは多くの人の認識をもらって事業化していかないと、ややもするとやった結果が批判的になりかねないということがありますので、やはりそれらの見きわめは必要なのかなということで考えています。いずれにしてもやはり基本となるものですので、それらに関係者の皆さんと意見を聞きながら調整、検討していきたいということだと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 振興計画でございますけれども、基本的には19年から23年ということで、わずか1年残すというような感覚の中で推進をされるということでございますが、そういった中で実際の計画を進行させる中で、先ほど申し上げた内容でございますけれども、いろいろ委員会とかが実際あるわけでございますが、そういったものを通してこの振興計画がうまくいっているというところとちょっと問題があるかと思っておりますけれども、観光振興計画書に取り上げた資源をどうするかということでこの計画書が作成されているであろうと私は推察するわけでございますが、そういったいわゆる計画書、後ほどもお尋ねする部分があるのですが、そういった計画書をつくって、それを活用することによって我が町の観光をどうすべきか、問題点は何なのか、そういう進め方ですか、そういったことが求められると思うのですが、委員会等も、先ほど東洋大学さんのお知恵も大分入っている計画書だと思うのですけれども、その辺が状況が変化していく中で、見直しなんていうのは余り必要ないのかもしれませんが、進行させるための中身のステップですか、そういったものが計画書をつくって、はい終わりというような場面も往々にしてあるのですけれども、その中身の進め方についてお尋ねを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 具体的にこの振興計画の検証の仕方といたしますか、委員会そのものは作成してその後は開かれていないということで聞いております。具体的には過去の古いときはわからないのですけれども、今現在、観光振興計画にかかわらず、町の事務事業、いろんなもので評価をして翌年度へ生かそうという動きが始まっています。その中からもやはりこういうものが評価、検証されていくのかなということで思っています。あわせて議員承知のとおり財政改革プランということの中で、いろんな事業がローリング、見直しされながら今行政が行われています。そういう中で今は行われているということで承知しています。

あわせて、やはりこの辺のところについては、先ほど申し上げましたけれども、19年から23年ということで、もともとの背景が平成18年に国が観光の法をつくったところからおおむねスタートしているのか

なという気がするのですけれども、当然今の状況ですと、1年、2年が昔の1年、2年でないという状況もありますので、見直しも個人的には必要なのかなということをお願いしながら着実にできるように努力したいということで思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 観光についてはもう少しお時間をいただいてお話をしたかったのですが、次の質問の内容に移らせていただきます。

今申し上げましたように、観光ということですと観光振興計画書なるものが策定されて、それに基づいて我が町の観光をどうするかということでの計画書になるかと思いますが、そういった上位法に基づいていろいろ計画書が作成されるというような方向性もあるわけですが、基本的に我が町のいろいろな計画書も上位法に基づいて制定されることは当然のことですが、我が町の総合計画書もある意味では上位にリンクする計画書になるかと思えます。まず、その総合計画書についていろいろ議論があるわけですが、自治法で決まっているからつくりますというような方向性の問題と今国会でございませうか、自治体の組織及び運営の自由度を拡大するための一部を改正する法律案というものが継続審議中である。もしこれが可決をされますと、この基本構想の義務づけの廃止が打ち出される。いわゆる一種の規制緩和の方向性が現実的になってきている。

基本的には総合計画そのものは、議会の同意も得るわけですが、この基本構想をベースにしまして基本計画、実施計画、こういったものを組み合わせて総合計画というものができるとは思いますが、我が町の総合計画も2012年に一応区切りをつける。ちょうど改定時期でいろいろ各部署で議論されているかと思えますけれども、今後そういったものが、義務づけの廃止がもし来た場合に我が町とするとどうするのかということが問われるわけですが、

ある雑誌の記事でございませうけれども、総合計画は当然我が町にとっては大事な憲法とは言いませうけれども、政策の中心になる基本的な計画かと思えますけれども、ある意味では自治法上やむを得ない。その意味で手間暇かけてつくってきた経緯もあるであろうというような論評と同時に、安易に民間に委託をして見ればえのする冊子をつくり上げ、実際には棚上げしているような状況もあろうと批判的なご意見もあろうと思えます。しかしながら、その総合計画が名に値するような形で推進をさせていただいている自治体もたくさんあるというようなことですが、ちょうど総合計画ということで見直しの時期ということもございませうので、この総合計画を有効に、かつ機能を発揮させるようにするために、ちょうど見直しと同時に点検を迫られているかと思えますが、この辺についての総合計画についてご意見があればいただきたいというふうに思えます。

[町長（栗原 実君）登壇]

○3番（小森谷幸雄君） 総合計画だけについて。

○町長（栗原 実君） 総合計画については、過去を見ますと、ただいま小森谷議員が指摘したような二面性があると私も見えています。特に立派な計画ができたにもかかわらず全く具現性がないというようなものが中心になって盛り込まれておまして、しかも計画には必ず財源が伴わなくてはならないはずなのに、財源の検討はおよそ検討がされていないようなものが随分と入っているということで、現実論として計画が大きく狂ってきているところもあろうかと思えますし、また時の選挙などを通しますと、いわゆる計画そのもの

のを大きくそういう選択によって狂わすことも、あるいは新たな方向へいくこともできるわけでございますので、見方によっては意味がないと、極論をすればですね。しかも、今の板倉においてはこれからは逃げられないような大きな問題がまだいっぱいあるわけですから、立派な総合計画をつくっても無駄であるということで、役場の職員、今まではコンサルとかそういったものに対して丸投げをしながら、一部形式ぶった大学の先生とかの意見を拝聴してつくった経緯もあるようでございますので、そういったものは意味はないと。しかも、それで600万、700万のお金もかかるわけですから。ということで手づくりの、しかも実現可能な手が届く範囲内の計画をつくれということで、大筋ではそういう指示をしております。したがって、きつとこんな形のわら半紙みたいな形であっても、計画書でよろしいのかと思っております。県も今年あたりから、要するに形にとらわれず、見ばえにとらわれず、内容も実現可能なものという方向性に大きく切りかわっております。そういうことで……。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今町長から答弁がありましたように、総合計画、従来ですと600万、700万の経費がかかっていたわけでございます。そういった当然見直しも含めて今後については職員みずから汗をかいて総合計画をつくっていくと、心強いご答弁があったわけでございますが、そういった過程を踏まえて、当然職員の方もみずから勉強され努力をされるであろうという期待もさせていただくわけでございます。

次でございますけれども、総合計画については、そういった町の行政運営をつかさどる中で一番基本になるものもそういった中で見直しを含めていきたいというような答弁があったわけでございますが、現状、我が町に上位法に基づいてつくらざるを得ない計画書がたくさんあるかと思っておりますけれども、この点についてどのくらいのものがあるかお聞きをいたします。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

現在、計画という名のつくものが町におきましては16ございます。その計画、16申し上げますが、まず集中改革プラン、それから地域防災計画、災害時要支援者避難支援プラン全体計画、統合型G S I基本計画、それから総合計画でございます。それに高齢者福祉計画、健康増進計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画、障害福祉計画、都市計画マスタープラン、板倉町風景計画、耐震改修促進計画、観光振興計画、利根川・波良瀬川流域の水場景観保存計画、それから生涯スポーツ振興計画、以上16でございます。

ご質問の通告にありましたので、この辺の策定の費用の関係を申し上げますが、まず幾ばくかの費用がかかったものが12計画ございます。残りの4計画は職員の手づくりと申しますか、職員の人件費のみということでございます。なお、50万円を超える費用がかかったものが9計画ございます。ちなみに、先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、総合計画は600万円余の費用がかかっております。また、最近では風景計画策定が570万円余と。これにつきましては国の補助金も入っておるわけですが、そういう費用がかかっておるものもでございます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 町におきましては、総合計画も含めて16の計画書があるということでご答弁があ

ったわけでございます。この16の計画書もすべて、ある意味では根拠法令に基づいて行政側が仕方なくつくる、つくられているというような局面もあろうかと思えますけれども、先ほどご答弁があったようにかなりの経費、人件費あるいは委託料とか含めまして経費がかかっているということでございますので、基本的にはつくったものを大事に運用して成果を上げると、これが正しい方向性かと思えますが、そういった点についてちょっとお尋ねをしますが、やはり運用でございます。基本的にはこういった計画書が、年次によって相当違うわけでございますが、運用について、先ほど振興計画の中でも委員会とかいろいろ会議体があっていろいろ議論するんですよというようなことも含めましてご答弁があったわけでございますが、計画書についてつくった後、策定された後、期間があるわけでございますが、そういった中での改善計画、当然計画書というのはあるものをあるレベルに引き上げるということが根底に計画をされるわけでございますので、ちょっと恐縮でございますけれども、従来から取り組まれているものも含めまして新しく取り組まれることで、これは22年10月ということで来月からでございますが、先ほど経費もかなりかかっているというようなことでございますが、板倉町の風景計画ということで、この辺についての今後の課題について、取り組み状況についてお話をいただければと思えます。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 風景計画の関係でありますけれども、10月1日から風景計画あるいは風景条例がスタートするわけでありまして、この辺の進め方につきましては、風景計画、新しい計画でありますので、まずは町民の方に風景計画の中身について、板倉の風景についての大切さを周知をさせていただきまして、段階的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） まだスタートしていない状況でいろいろ今後の考え方等を述べられたと思えますが、もっと進んでいる課にちょっとお尋ねを申し上げます。だれか、我はと思う方で答える方おられますか。町長は別です。町長は別ね。いないですか。では名指していきますよ。申しわけないですが、もう一人だけお尋ねをさせていただきますが、おおむね8割程度ということで進捗状況が書いてあるのですが、これは教育委員会の事務局でございます。利根川・渡良瀬川流域の水場景観保存計画ということでお話をいただければと思えますが、8割いっているということでほぼ完成だと思えますけれども、実態はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） この計画は平成19年度に策定をしたものでございます。策定委員が17名、策定委員会2回、関係職員5名、検討会5回というようなことで、目的とすれば文化庁の重要文化的景観に選定されることが目標というようなことで、今鋭意その届け出事務を行っているところでございますが、来年の1月の届け出に板倉町の計画をのせるべく事務を進めているというところでございます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 私も勉強不足で申しわけなかったのですが、国に対する計画の提出の中身が8割程度という意味でございますか。私は、でき上がってそれを町民とか、あるいは行政とか教育委員会

等含めましてその運用が8割いっているのかなというふうに理解させていただいたわけですが、届け出の書類の8割が完成していると、そういうことでよろしいのですか。

○教育委員会事務局長（小菅正美君） はい。

○3番（小森谷幸雄君） わかりました。

では、もう一つお尋ね申し上げます。福祉課でお願いします。板倉町の次世代育成支援行動計画ということでおおむね5割程度ということでお答えが出ているわけですが、中身についてご答弁いただければありがたいのですが。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、板倉町次世代育成支援行動計画ですが、おおむね5割程度の進捗状況ということで載せておいたわけですが、内容につきましては、これは福祉課サイドの事業で一応載せた形なのですが、計画の中には全般にわたりまして他課にわたる事業もあります。5割程度は一応福祉課だけの内容という形をお願いいたします。

中に子育て支援事業というものがあまして、その目標事業という中で通常保育事業、それと延長保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、子育て短期支援事業、子育て短期支援事業のショートステイ、それと放課後児童健全育成事業、病後児保育事業、それとファミリーサポートセンター事業、一時保育事業、特定保育事業、つどいの広場事業、地域子育て支援センター事業の10事業がありまして、その中で21年度までに実施したという経過がありまして、その中で5事業ありまして、その内容が通常保育事業、これは前からずっとやっているわけですが、現在21年度3カ所、板倉保育園、北保育園、そらいろ保育園、3カ所になります。それと延長保育事業ですが、これは2カ所、北保育園、そらいろ。それと放課後児童健全育成事業、これにつきましては、これは学童保育なのですが、5カ所実施しております。それと一時保育事業ですが、これも板倉、北、そらいろの3カ所になっております。それとつどいの広場事業、さらに地域子育て支援センター事業、これは民間保育所のそらいろのほうで実施しております。6カ所実施しております、おおむね半分かなと思っております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 時間のほうも限られておりますのあれでございますけれども、今3人の課長さん方にいろいろお尋ねをさせていただいて、それぞれの課に与えられた職務を遂行するという中でいろいろ計画書をつくられている。進捗状況等も踏まえて予算との絡みの中で事業を実施しているというような形になると思います。これは最終的に町長のご答弁になろうかと思っておりますけれども、いろいろ各計画書がつけられておりますが、最終的にこの計画書の中でいろいろ実施計画までいって、予算づけをして、お金を単年度で使ったという事業をやりましたというような報告があるのかどうか分かりませんが、そういった各事業の進捗状況とか、あるいは実施できた割合とか、そういったものを検証するという場面ですか、年度ごとに見直しをするというようなこと、あるいはローリングをするというようなことがよく伝えられるわけですが、基本的には年度ごとに課単位で見直しをかけて、はい、終わりというのか、あるいは全庁的な会議の中で各課からいろいろお話があったものを最終的に判断をするのか、行政評価ということで前もご質問申

し上げた経緯もありますので、そういったものについて強化をどういった中でされて見直しとか、あるいは改善とか、あるいは今後の課題等を踏まえてやられるのか、その辺の見きわめの観点でございますが、それを課単位でやるのか全庁的に見直しをするのか、そのお話でございますけれども、ぜひ前向きなご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的に、今年もそろそろ始まるわけですが、来年度の予算案要求ということで既に各課でそういった、前年度あるいはずっと計画的にやるものについて進捗状況あるいは成果、あるいは短所等について、あるいは時代の流れによって適当か不適當か、いろんな条件を精査しながら、次年度に予算を要求する事業として当然求めてくるわけでございまして、そういう意味では、それを最終的には財政課がヒアリングをし、その後に最終的にさらに町長ヒアリングという形で、だから予算案をつくる上で細部にわたって検討されるということかなと思っております、大まかに言えばですね。

一つ一つの事業については、もちろんやるたびに俗に言う反省はできるだけしっかりとすることによって指示もしております関係上、それらについても、十分ではないのかもしれませんが、対応はできているというふうに思っております。そこへ例えば私が去年当選をしてきて、今までのこれよりも何よりもこれと、例えばそういった無理というか、大きな流れの変更もあるわけですね。例えば八間樋橋の問題等については、予算的に見ればほかの10の事業を廃止してもこれをやるといえやらずにはならないわけですから、町民が支持をしていたということも背景に、そういう意味では町長というのは非常な権力も持っているわけですが、そういったことで大きく例えば狂う場合とか取捨選択が前後していくということもあろうかと思っております。町長が大きな権力を持っているといっても、それを監視してるのが議員さんであり、また町民の皆さんですから、町民の皆さんと違う意向へ進んでいけば、これはこの町長はだめだと、こうなるわけですので、一応仕組み的にも町単位ではこんなものかなというふうに感じております。

ただ、今まで計画を立てる段階でどちらかという責任のない計画が、そんなふうには私は見受けて、ことごとくこんなものはやる必要はないとかという論議に結構発展する機会もあるのですが、それはまかり間違えと独善的にもなるわけでございまして、私自身が注意をしながら、自分のブレーンや町民の声をできるだけ聞きながら取捨選択を進めているつもりであります。

一番私のはっと思ったのが、例えばこれは今でももちろん言えていることなのですが、渡良瀬川架橋です。渡良瀬川に橋をかけて利根川にも橋がかかればいいと。板倉町が過去にニュータウンが完成する前後ぐらいまで一丸となってやっていた計画もあったのですが、それは現実論として今現状はそれは捨てている状況でございます。でも、現実論として渡良瀬に橋をつくるというのが必ず計画の中に入っているのです。50年かかるか100年かかるかわからないような計画を、しかも館林市に渡良瀬の第3の橋を、今館林市が2つ持っていますが、さらに第3の橋をつくるのに、自分の板倉町の計画を捨てて協力をしているという現実があるにもかかわらず、板倉町にもまたその計画が入っている。というのをなぜだと聞きますと、これから起こり得る可能性にある程度すべて挙げておかないと、それを実際もしかしてやるとなったらその計画書に載っていないと県が国が採択をしないという、そういう難しさがあるんですよといういわゆる仕組みも、私もそういうものは知らなかったですから、だからかなり現実と離れた計画もありますし、本当の必要な計画がむし

ろ粗末にされているというような、だからいわゆる上から指示をされて、上に向かって答えるための計画というのが結構あるのだというふうに理解をしております。

したがって、余りそんなところへ神経を使うことよりも、本当に我々この町に住む人間、しかも役場の課長たる立場になれば、おおむね40年経験をしてきているわけですから、その人たちが寄って、向こう10年間にやれることの計画を立てればそれでいいのではないかというようなことをこの間も言ったわけですが、しかもそれも豪勢なお金をかける。幸いそれについては方向性が、国の義務づけがなくなりましたから、どんな内容であろうが国へ報告しなくてもよろしい、そうなりそうですから。ということで、そういう意味で実行できる計画を立てるべきという基本スタンスでまいつているところでございます。

○議長（塩田俊一君） 小森谷議員に申し上げます。もう時間が……

○3番（小森谷幸雄君） 大変ありがとうございました。以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時25分といたします。

休 憩 （午後 0時25分）

再 開 （午後 1時25分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番（石山徳司君）登壇]

○5番（石山徳司君） それでは、通告に従いまして何点かお尋ね申し上げます。といいますのは、私、前回の6月の議会のときにも、国民健康保険の税額の話から法定分だとか法定外だとかという枠組みがあるということで、そのときにそういう頭で邑楽町だとか大泉町、よそ地区の国民年金の支出あるいは保険料の枠組みの中を見たときに板倉町は法定外という確かに明文化されたのですけれども、ほかの町においては一般財源から支出はしているものの法定外という枠組みが見えなかったもので、では果たしてこれはどういういきさつでそういう仕組みができていのかなということが事の発端ということでお尋ね申し上げます。

私も以前買った社会六法というような本がありましたので、では健康保険のところちょっと見てみるかなということで見てみました。その文面の中に、板倉町は今のところ保険税の徴収については4方式といいまして4分野、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割という順で1、2、3、4ということでやっていますけれども、まさしく法律の根幹にもそういう形で4方式がそれ、3方式においては所得割、これが50……失礼しました。割合を言うのを忘れたのですけれども、所得割が100分の40、資産割が100分の10、被保険者均等割が100分の35、世帯別平等割が100分の15という文面が載っておりました。3方式によりますと所得割が100分の50、被保険者均等割が100分の35、世帯別平等割が100分の15、これは応能応益割でいきますと応能割が50%という形になっています。私が一番シンプルで驚いたのは次の2方式なのですけれども、これは所得割と被保険者均等割2つだけでありまして、これが半々、100分の50と100分の50という、そのよ

うな形式を目に触れたわけでありませう。そういう中から板倉町の健康保険の改正案ということで2例が示されたということを以前も私も触れましたけれども、その中で頭で考えたときに矛盾点あるいはお尋ねしたいなということがありますので、何点か拾ってお尋ね申し上げます。

結局、まず最初なのですけれども、3方式の中で板倉町が……邑楽郡全部そうなのですけれども、農村遅滞が全部そうかなとは思うのですけれども、なぜ4方式というのが、多分私が20歳前後かなと思ふのですけれども、もっと前かな、昭和30年代ぐらいかなと思ふのですけれども、そういうふうには4方式を選んだという、そのようないきさつというのは何か文面によって引き継がれているというようなことは残っておるでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 文面で云々かんぬんというのはございません。今のやつ、ちょっとだけ言わせてもらってよろしいでしょうか。

○5番（石山徳司君） はい。

○健康介護課長（北山俊光君） 現実的に3つの方式があるわけなのですが、とりあえず4方式、所得割あるいは資産割、そして均等割、平等割、先ほど議員さんがおっしゃってくれたとおりです。3方式についてもそういうことで所得割、均等割、平等割と、2方式については所得割と均等割ということがございます。一般的に言われていることは、市町村の条例で定めていくのですけれども、4方式については市町村型というか、そしてまた3方式については中小の都市型というか、そしてまた2方式については大きな都市型、そんなふうに使われておるところです。4方式による最も多く使われるのが都市型で2方式というのもあるのですが、メリット、デメリット等々については、4方式については所得割、資産割というのがあるわけですが、その資産割分が所得割分をある程度カバーをしていけると、そんなことであると思ふます。所得割がそういったカバーをすることによって、小さな都市なんかで所得の低いところについては幾らかでもそっちでカバーしていける、そんなふうに使っております。それとデメリット的には、資産割というのはもう固定資産税課税がされてるんだよなんていう言い方もされる部分もございませう。そんなことで一応板倉の場合は4方式でいっていると、そんな状況であります。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） そういうことかなとは推察できます。40年も多分国民健康保険制度ができてからたっているかなと思ふのですけれども、その辺のところのいきさつというのは推察以外にはとらえどころがないというのが実情であります。私も一番驚いたのは、先ほど課長からの答弁の中で3方式が中都市の選択肢だと。2方式が大都市の東京だとか大阪だとか名古屋、あの辺かなと思ふのですけれども、群馬県内においては、館林はもちろん4方式なのですけれども、高崎だとか前橋あたりに行っても4方式をとっているかどうかは確認できていますか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 議員さんのおっしゃっているのは、例えばこの近在でどうなんだよということによろしいでしょうか。

○5番（石山徳司君） はい。

○健康介護課長（北山俊光君） 館林・邑楽郡内ではすべての市町村が4方式を採用しております。また、3方式については県内では前橋さん、そして嬭恋、草津、六合村、そして高山、そんなところが県内においては3方式を使っております。また、近在では隣の茨城の古河市がやっぱり3方式です。2方式については県内の市町村では全くございません。近くですとさいたま市だとか川越、春日部、越谷、久喜等々が使われているようでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 近在でいくと群馬県内においては3方式が前橋だとか草津だとか、そういう農村地帯も、昔でいえば町ですけれども、あるということで、変な話ですけれども、課長に就任してこういう話を出されたというのは、多分安い高いは出ていると思うのですけれども、初めてかなと思いますけれども、これ、ほかの会議に行ったときに3つの方式をデメリットとかメリットとか、そういうものが話題として提供されたという、そのような経緯というのは踏まえているでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 私もこの4月からございまして、現実的に会議等々でその辺の話を承ったというのはございません。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 課長も就任早々だということで、何となく推察できます。これ、では町長にちょっとお尋ねなのですけれども、町長あるいは市長との会合の席上で、国民健康保険がどこの町でも赤字運営をされているという町長の弁をお聞きしたこともありますし、そういう機会を多々経験されていると思います。そういう中で、私の言った今3方式の中のデメリット、メリット、将来はどうあるべきかということ踏まえながら、何か情報提供していただくものがありましたら一言お願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 現実論としましては、そういった会議で、どちらかというとなんか方式は話は余り出なかったですね。非常にそういう意味では新鮮な質問かとは思っていますが、それよりも出るのはいわゆる滞納問題とか、どういうふうにして公平に負担をしていただくかとか、赤字解消の問題への話が主でございます。

そういった会議ではなかったのですが、当板倉町で私が南地区で俗に言う宴席で質問されたことがございます。「板倉町はなぜ3方式にしないのか」と。それについてよくよく酒を酌み交わしながら聞きましたら、隣の古河市は3方式であると。その方は、言いかえれば、よくよく聞いたら古河の市役所に勤めている方で、「資産は所得をある意味では生まない。売り買いをすれば別の面で所得は生むけれども、毎年毎年課税されるものについての資産割というのは不適當ではないか」というようなことで「絶対やめてくれ」というようなことは、たまたまそういう話が出たことはございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 私も初めて法律の文面を見て、ああ、こういう形になっているのかなということを知ったわけなのですけれども、そういう大きな町に住んだ方だったら多分、私も今、食管もなくなっているから、まして農地も一応資産割の対象にはなっていると思います、資産という形でありますから。でも、実際に農家としてそれが資産的な付加価値といいますか、労働に対する報酬等は得ていますけれども、土地からの報酬という感覚はありませんので、やはりこの辺のところは何とも言えない。賦課割合も高いし、これは後で触れますから言いませんけれども、その辺のところを実感しているというようなことがあります。また、今町長の答弁によりますと、長年在籍した方はなぜ板倉町が4方式なのだというので、ニュータウンあたりに来た人が多分そのような疑問点を持つのかなとは考えますけれども。

では、それに関連してなのですけれども、基本的に法令では応能割、応益割が半分にといい、さっきの2方式ではないですけれども、これが根幹かなとは思いますが。これは応能割。今度は応益割の面で見ますと、応能割とは所得と資産、応益が平等割と均等割、両方なのですけれども、これが50・50という形で示されているのですけれども、どちらかというところが究極的といいますか、こういう職業選択の自由というか、農家でありながら農家でやっていないと。商店街にしても、一等地に店を構えている人以外はもうほとんど店が閉じ目になってしまったと。そのような中でこの国民健康保険の課税方式のみが40年も50年も前から温存されているという、そのようなことを思い起こすときに、板倉町が応能割、応益割が67対33ということで今までやってきました。この算出するときに、これは今度の改正案にさわるとちょっと下がってきますけれども、このいきさつと目的というのはどういう形で、板倉町とすると健康保険制度を維持するための本当の根幹ですので、どういう覚悟の中でどういう目的の中で67対33だったのかという、そのような認識というのは課長はなっただけだから何とも言えないですけれども、ちょっと伺っておきます。

○議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

○健康介護課長(北山俊光君) 50対50というのが標準的というか、原則的なものがござります。それはあくまで本当に原則的なことだと思うのです。板倉の場合は、先ほど議員さんおっしゃったように67対33ぐらいで推移をしていると。そんな特別な理由は別段ないのですが、結果的には税のやりくりをしていくとそういう結果になったということであると思います。

○議長(塩田俊一君) 石山徳司君。

○5番(石山徳司君) 今度改正案になりますと……そこにいていただいて結構だったのだけれども、60対40に近い数字になってきて半々に近づいてきているというのは、やはりこれは邑楽郡内こそってそういう方向性を持っているのかなと推察しますけれども、私も委員として在籍した当時、資料がありましたのでちょっと見ましたら、これ、19年度分なのですけれども、板倉町と館林の全部、19年度の資料をもとに20年度予定ということで載せてあります。これで見ますと板倉町が特別に資産割が多かったのかなという、そういう頭で見ましたら、19年度は板倉町は40で館林30、明和町が47、千代田が45、邑楽町が45、大泉町が60%で徴収しているという、そういう文面を、古い資料なのですけれども、20年度の予定が今度は板倉は同じで、館林分が22にして、明和町が47.5から36.8、千代田町が45から45、これは同じ、邑楽町が45から45、大泉町が60から60。どちらかという動いているのは、館林が資産割のパーセンテージを少し手直ししているという、そういう趣に見えます。今年はまだ22年。25年が何か国民健康保険の改正の将来の展望した姿がはっきり国

のほうから示されるだろうという、そういうところまで来ているわけなのですけれども、また課長で恐縮だけれども、そういう将来展望に向けた現状を踏まえた会議というのは、就任されて1年だということなのだけれども、全然今までは経験がないという、あるいは何か兆しというものがありましたか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 先ほども資産割の関係、館林あるいは郡内のお話が議員さんのほうから出されましたけれども、そんなことでうちのほうとしてもできれば50対50にできるだけ近づけたいという考えがございます。そんなことで、例えば今回お示しをさせてもらった案等についても幾らかでも資産割を減らしていく、そんな方向にはございます。

また、県内で25年に云々という話ですけれども、その辺についてはまだまだ先がちょっと見えない部分がございます。統一して云々という話は今の状況ではございません。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 国のほうにこういう、国の制度ですので、運用上は各市町村に任せられているというところがありまして、でも法律の枠組みからいくと根幹は国がさわっている、管轄をしているということで、多分国のほうは国のほうで現状に合わせた方向を模索しているというのはわかります。でも、これ、先ほど課長もそういう経験がないということでもありますので、今後、町長のみずからの考えですと資産割を多少は下げていくというのはわかります。現状に合わせるというか、現状を踏まえますと。応能割と応益割を半々にしていくという方向性を、お願いにとどめますけれども、これは会議の席上、多分文面が示されると思うのですけれども、その辺のところの話し合いの中でどういう形が理想的なのかなというのを役場の職員を踏まえて、また議員、先ほど町長が午前中の答弁で触れましたように、合併ではないですけれども、国民健康保険税においても板倉町は8,000万近くの未収金といたしますか、1年間に一千五、六百万、一千七、八百万ですか、未決済といたしますか、不納欠損分がありますので、これはやはりだれかが、払いたくても払えないのか、あるいは意識的に逃れるすべを持っているのかはちょっとわからないのですけれども、その辺を踏まえて今後の、健康保険といたしますと人間にとっての食料に次ぐ大事な組織でありますので、その辺のところをちょっと感じるものがありましたら一言述べていただけますか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 国保の制度については、ある意味では税でございますから、できるだけ均衡あるいは納得のいく形で薄く広くというのが原則になっていると思っています。いわゆる町村型については、やっぱり農村、町村と……。これは比較的課税をする側で一定の額をいかに安易に平らに取れるかという、そういう原則論に成り立って制度ができていのかという感じがしますね。例えば農村部などを見たときには、所得は平均低いし、取りようがなくはしようがないから田んぼや畑にもかけるかと、多分そういう形になっているのだろうと思っておりまして、都市化すればするほど資産は持っていないし、資産にもかけられない、あるいは借地、借家の人も多くいる、そういったことからだんだん2方式に近づいていくという、そういう流れなのかなという感じは持っています。

そういう流れの中で、当然我々も一番考えなくてはならないのは1つは二重課税の問題でありまして、資

産割については既に固定資産税で役場とすれば賦課をしていると。さらにまた同じ制度の……制度は違いますが、そういう二重の負担を取るのはいかがなものかというものが、これはどうしても否めない事実でもありますし、現実として、先ほども申し上げましたが、資産は基本的には通年の所得を生んでいないわけですよ、売買したときとか譲渡したときには臨時所得として計上されるわけですが。ということでできるだけ資産割の負担を軽減をするというのは時代の流れでやむを得ないのかなということが1つございます。

加えて、先ほど申しました滞納の問題が非常に大きくなってきたりまして、滞納が本当にこれだけの額が一定年度推移すると、いわゆる時効的な扱いになってしまうのと。いつも私などは財政のことは常に立場上考えていますから、これだけが……これは国保だけではないですね。町民税においても莫大な……。いかに払っていただくか、義務を果たしていただくかというために、言ってみれば本当にこれ以上の手厚い催促の方法はないというぐらい再三再四にわたって、しかも段階を踏んで、その前に職員が回って歩いて「未納ですよ」とか、そういう確認をしながら、なおかつその後、3段にも4段にも、入れていただくだけで結構だとか、いろいろ細かい指導をしながら、なおかつ国保についてはほかの納税と違いまして、率直に言うと伝家の宝刀的なものがないわけではないのです。あるのですね。というのは、何年かにわたって納税の成績がよくないから、ではもう保険者証を例えば資格者証に切りかえますよとか、そのうちとめちゃいますよとかという、そういうものが制度的にも認められておりますので、それらも含めて着々と法にのっとり滞納整理も行っているのですが、やっぱり基本的にはないところからは取れないという非常に難しい局面であることは事実でございます。

それらも、私も就任以来、余りそれらを強化するということがいかなものかと個人的にはやりたくないことですが、でもやっぱり公平、公正で、しかも逃げ得である限りそれは許せないということも含め、極端に言うと、これは国保の関係だけではありませんが、貯金、そういう調査までちゃんとさせていただきます、貯金の差し押さえまでやっております。

当町においてもそういう意味で何百万か、最後は通帳を差し押さえますよと。「あなたはないと言ってるけど、ここの金融機関とここの金融機関に幾らあるじゃないですか」というところまで調査をさせてやっております、それをやっていなかったのが板倉町だけだったのです。ですから、それは特別、私にかわって栗原が強気でいじめにかかっているみたいにとらえることではないだろうという、当然の行使、それも公平、公正の観点からということで対応させていただいております。

比較的対応が甘かったせいもあって、21年度になるのかな、だから前年度ということですが、群馬県でも3本の指に入るぐらいの滞納整理率でありました。それでも微々たるものです。それ以前は大体群馬県でも40番、50番ぐらい。明和、千代田さんあたりは常にベストスリーぐらいに入っていて、滞納整理率も高いのです。なぜそうなっているのかというのを調査させましたら、やっぱりそういう仕組みもちゃんと的確に当てはめているということで、我が町もおくればせながらそういう姿となっているところでございます。

いずれにしても、課税を強めればさらに納められない人が出てくるという面と、でも平気な人は何回催促をしても平気だという面と、いろいろ難しい面を考えながら対応させていただいております。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） やはりあなたの健康を維持するために、変な話だけれども、保険税を納めてくださ

いよという夢のような組織のわけですよ。それで払える能力がありながら払わない人も多分見受けるかなと思っております。そういう見きわめというのはやはり私は町長に同情するところがあるのですけれども、鬼神の心と神の心の兼ね合わせ、その振り分け方が今後の、幾ら民主主義の社会とはいえ、不可欠になっていくというふうに、そのように考えております。多分町長もそういう考えの中で進めざるを得ないかと推察して、ここでとどめおきますけれども。

先ほど町長の話の中で大泉だとか邑楽町、明和町、これは滞納率が、変な話だけれども、少ないほうだということでもありますので、金額的にも私この間見たらやはり板倉町が断然多いですから、それはわかるのですけれども、多分課長たちが実地の訪問先に伺うのかなと思うのですけれども、私も議員でありますので、その辺の苦労話など、こういう人もいる、ああいう形もあったという印象に深いようなことを二、三例、訪問した経験の中から話していただくということはできないでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） かつて針ヶ谷町長さんの時代にやっぱり滞納に苦しんだのでしょ。各課長を特別チームを編成をして、いわゆる徴収係として一定期間やった時期もあったようでございます。私などもいろいろ、例えば管理職は忙しいときもあるけれども暇なときもあるだろうということで、そういったこともこれから例えば考えてもいきたいのですが、今現在では担当課、税務課の税徴収係のほうで一生懸命やっただいておりまして、なかなかいろいろケースがございまして、まずお会いできないとか、あるいはもう既に、極論を言えば破産状態で、行き会いたくとも全然行き会えないとか、いろいろなケースがございまして、あとは余り、これ以上申し上げますと具体例はプライバシーみたいな形にひっかかってしまうのかなと思って、さまざまなケースがあります。

その中で例えば良心的な対応をしていただく人、大まかに分類をして何回出しても行き会おうともしない、こちらも時間を昼間行ったり朝行ったり夜行ったりいろいろ、何回もお邪魔するわけですね。さらにいないときには玄関に紙を挟んでお会いしたいとか、あるいは納税が滞る場合にはどういう形の理由なんだろうかと。それに対して相談をすると。だから納められるような方式に、例えば極端な例を言えば月賦にしますかとか、それを日払いにしますかとか、いろいろ額についても相談をしますし、今の時点で恐らく担当部署もこれ以上の知恵はないということを使いながらやっていてくれているのだらうと思っています。あとは部署に回った人によっても違いますね、確かに。ということで今の立場にいる職員については一生懸命やっただいて、その成果を出しているというところでございます。

しかし、成果というのは、今まで何年間、5年間なら5年間で見ると、この人とこの人とこの人はどうも納められそうだけれども納めていないと、ねらいを定めて成果が今年なら今年出ますと、あとはないのですね。だから毎年毎年成果が出るということにはならないだらうと思っています。ということで、とりあえず一生懸命やるようにということと、あとは弱者に対する配慮も同時にしなくてはならないという矛盾したところできっと係の人も苦労はしていると思っています。それ以上は……。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 多分涙を流して聞くというときもあると思います。

最後ですけれども、ではこれは一番根幹に触れる部分だけ1問だけ。法令でいきますと資産割というのは

100分の10という文面が俗に言う六法の中に載っていますけれども、板倉町を含めて邑楽郡管内が全部、変な話だけれども、40から45以上だと。そのようなことは私の頭で考えるとちょっと法令に触れている部分があるのかなという認識に結びつくレベルなのですけれども、この辺のところを、町長が多分答えるのがいいのかと思うのですけれども、今後は邑楽郡内とか館林の管内で、館林は27にこの時点ですべてありますから何とも言えませんけれども、今の状態の中では。でも、多分邑楽郡なんかも若干ずつ、35とか40ぐらいには下げているのですけれども、やはりもう少し資産割という形、特に農村地帯の資産割という形をちょっと現状に合わせた形に、土地が昔みたいに売ってくださいよとか、売れば最低200万ぐらいしたというような時代ならいいのですけれども、聞くところによると1反で50万とか70万だと。それが実情でありますので、その辺のところの決意をちょっと述べていただいて、次の質問に移ります。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それぞれの率は各町村で原則的なものを踏まえて、ある意味では真剣に考えた上で決めた比率かなと思っていますが、必然的に恐らく郡内でもいろいろ、過去に何十年前にこういう制度が、この比率に決定したのか私もわかりませんが、慎重な対応をした結果として当時とすれば妥当な比率だったのかなというふうに考えますが、今現実については石山議員がおっしゃるとおり、多少の問題点もあるのかなということで、今回も資産割についてはやっぱり幾らかでも下げる方向でいかななくてはならないのではないのかという提案もしたところでありますが、一番重要な問題ですし、あとは大都市と、あるいは館林と板倉で違う分には多少の理解も得られるかもしれませんが、板倉、明和、同じ町で十分意見交換をしながら、どこら辺が妥当かとかいう議論の機会を、毎月1回町長会もやっておりますので、議題としてのせて検討してみたいというふうには思っております。増やす方向でなく、やっぱり減らす方向にはなると思いますが、ただ結果はいつ出るか、そういったものはわかりません。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 先ほどの町長の答弁もそういう形の中で進めていただくほかはないと私も考えております。制度は大事なもののだけれども、その制度の恩恵にあずかりながら課税の仕方が時代にそぐわないという部分を改善する一方、やはり能力があるのに、先ほど言ったように5年で不納欠損といいますか、言葉はちょっと見つかりませんが、それがチャラになってしまうと、そのような背景もありますので、その辺のところは重々考慮願って、だれでも恩恵にあずかっているのだから納得できる制度にさせていただくという方向で会議には臨んでいただきたいということを申し上げまして、次に移ります。

国民健康保険の、私さっき口で言いましたけれども、今度は法定分と法定外という形の中で、ちょっと何点かお伺いします。私も前回の質問で課長の答弁の中で国民健康保険法の72条の3によって法定分の枠組みが決まっていると、そのような答弁をいただきました。こちらの事務局のほうに、そういうことでまた国民健康保険税についてやりたいのだと言いましたら、事前に72条の3という文面をいただきましたので、これをちょっとかいつまんで申し上げたいと思います。

「市町村は、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第703条の5に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政

の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない」という、こういう法文になっております。

2番目に、「都道府県は、政令の定めるところにより、現行の規定による繰入金の4分の3に相当する額を負担する」ということになっているようです。

そういう背景の中でちょっとお尋ね申し上げます。先ほど私もちょっと申し上げたのですがけれども、過去5年間で9,000万円前後の法定分支出をしていると。市町村の負担義務、支出だけが板倉町でいきますとその額だけなのか、あるいはさっき読み上げた恵まれないというか、どうしても法的な枠組みの中で救済せざるを得ない人のための法定分といいますか、その分までを含めたのが板倉町という法定内支出金額という数字で示されているのか、ちょっと伺っておきたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） まず、一般会計からの繰り出しの関係につきましては、法定内あるいは法定外、まとめて国保のほうへ出されております。先ほど議員さんがおっしゃったように、掛け率みたいなやつですね。要するに1つの総額に対して4分の3については国で持ちなさいよ、あるいは4分の1については町で持ちなさいよ、そういう決まり事を今の条文の中で言うておろうかと思えます。そんなことで幾つかのそういった条文の中でうたわれているのが幾つかございます。それが足し上げられて法定内あるいは法定外になってくるわけなのですが、条文でうたわれたものについては法定分でございます。そのほかにうたわれていない分については法定外という考え方でいます。よろしいでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ちょっと同じような質問で恐縮なのだけれども、課長、申しわけない。ということは、法定内ということは、本当に突然不幸が訪れて保険税を納めるのに減額措置をしなかったという部分についてもかわりに、変な話ですが、一般会計から繰り出ししなさいと書いてあるのが72条の3なのだけれども、これが法定内支出だという、その金額も板倉町の法定内の支出という、国民健康保険税の中の割合の中に入っているという、そういうとらえ方でしょうか。入っているのだったら4分の1、これは板倉町で払うというのはまた別なのだけれども、市町村が4分の1の負担をしなさいよという、国が36だっけ、7だっけ、そういう形の中で50、全般に交付金で賄うという制度になっているのですけれども、仮に、では30万納めていた方が何か突然の不幸で20万ぐらい減額せざるを得なくなったと。そういう法律に沿った減額だったらその20万円分は町の一般会計のほうから繰り出すという、そういう文面だと私は理解したのですけれども、その辺のところのいきさつをちょっと理解できる範囲内でできますか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） ちょっと違うかなと思っているのですが。現実的に町全体の……町というか、板倉町の保険者全体で算式がございまして、では国はこのくらい持ちますよ、あるいは町についてはこのくらいですよという部分はその法定分なのです。だから、例えば今言った20万ぐらい、あるいは30万ぐらいのやつが突然払えなくなったから云々かんぬん、それ1つだけとらえただけではちょっととらえ切れないかなと思っています。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、健康介護課長の答弁をちょっと補足させていただきますが、議員がおっしゃるのは不測の事態で課税された税額全額を納税できなくなったと。その分をいわば猶予されるであろうという前提のお話だと今理解をいたしましたけれども、一度課税された分についての減額分を支援するという仕組みではなくて、いわゆる軽減措置ですね。軽減措置で税額総体が減額された分の25%、これを支援として算定しろというのが72条の3の規定というふうに理解をしていただくべきであろうというふうに思います。ですから、個々の事情で減免をするとか、そういったものに対しての想定をした規定ではないと。ですから、そちらについてはまた納税の相談の中で納税者がどんなふうに納税をされるか。もちろん減免をすれば国保会計そのものの収入は減りますから、財政事情が悪化すれば赤字が増えると。それは法定外で赤字を補てんをするということにつながってくるというふうにご理解をいただいたほうがよろしいかというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） だから、板倉町の今までのいきさつはそうであると私も感じています。ただ、この法令の文面を見ると、板倉町で仮に30万その人が払えなくなったと。今課長は減免したのだというから、変な話だけれども、25%が免除になるということですか。その免除になるという意味はどこからかお金が入ってくるという意味ですか、それとも、もう一度よろしく。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えします。

私の答弁が適切でなかったのか、ちょっと議員の受けとめが私が答弁したとおりに受けとめていただいていないように感じますので、もう一度その点ご整理いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私は逆に言えば払えないという人の分までどうせ一般会計から法定外で支出するのだったら、4分の1を板倉町で立てかえておけば、4分の3は都道府県で負担するとなっているのだから、法定外の支出割合が結果的には下がるのだと考えてしまうのですけれども、その辺のところはよく検討してみてください。

次に移ります。では法定外の一般会計の繰り出しは、皆さんご承知のとおり、倍増しているというような原因を文面から推察できます。これ、具体的に言いまして何が一番、変な話ですけれども、給与の下がったのはわかるのですけれども、上位3つぐらいを何が一番の原因だということを認識されていますか。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 法定外の一般繰り出しの関係で原則的にはどうなんだいという話だと思うのですが、法定外の一般会計の繰出金については、決算ベースで見えていくと、平成17年度については338万8,000円、平成18年度については494万7,000円、19年度については7,633万2,000円、平成20年度については

6,795万円、平成21年度につきましては9,687万8,000円となっております。

この繰出金の増額の要因といたしましては、まず基金からの繰り入れがなくなってしまったということが第一に挙げられるかなと思っております。平成19年度を最後に、平成20年度から基金から繰り入れはなくなりました。次に保険給付費の増大、要するにお医者さんに払うお金が増えてきているということですね。それにつきましては、平成19年度については11億8,942万5,000円、飛びまして21年度につきましては12億2,818万円で年々伸びているような状況にあるというのが要因に挙げられるかと思えます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 老人が増えていくから結果的には医療費分が増えていくのだという課長の説明だということで承っておきますけれども、その中身についての細かい項目で、病人なら病人、あるいは法定外の未収金が多いなら多くなったという、変な話ですけれども、その原因が不動産の暴落だか失業者の増加だか給与の減額だかというのはあると思うのですけれども、その辺の分析は一応支出項目の3つぐらいの上から選べるということなのですから、その分析はされていないという、そういう意味でよろしいでしょうか。町長、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 細かい分析はされていないとは思いますが、例えば払うべき人が当然払っていただければ完納ができるわけですから、その欠損分が法定外繰り入れということになるわけですから、払えない方がやっぱり多いということは事実です。その払えない方の例えば理由が、景気が悪いとか病弱で働けないとか、さまざまな理由があろうと思いますが、基本的には、上位何位と言われてもあれですが、そういうような理由だと思います。

それから、法定外、法定内のとらえ方は、例えば国保については日本国の場合は皆保険制度、皆さんに保険に入っていただくということで、比較的弱者の受け皿的なものが国保になっているわけですね。極論をすれば、60歳まで役場の職員さんだとしても、退職金をがっぽりもらっても、その後60歳から国民健康保険に入るわけです。体はぼろぼろになっているのに、我々だってそうですね。そういういろんな面での受け皿、所得がうんとあってそれに応じた保険料がうんと払える人ばかりではなくて、いろんな人を、弱者を吸収している関係でやっぱり一定の国として面倒を見る必要があるだろうということでその比率が、法定内の比率が定まっているものというふうに私は感じています。そういうことです。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私もそういう認識には同意する点多々あります。私の一番の原因は、特別に倍、倍、倍と三、四年で増えてきたというその最大のネックを上から3つぐらいの要因としてとお尋ねしたわけなのですけれども、それは……わかりますか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 倍、倍、倍には増えていないですが、いずれにしてもここへ来てそういう傾向が一挙になったというのは、数字上は基金取り崩しがなくなったということですが、基金を取り崩すということはやっぱりそういう状態がずっと続いてきたわけですね。基本的にはやっぱり高齢化が主な要因だと思って

います。それから、このところは要するに格差、所得の格差とかいろいろあろうかと思いますが、特にここ19年度から約8,000万円前後ずっと推移していますよね。8,000万、9,000万。それ以前は300万、400万だったのですが、それは基金から繰り入れた結果としてそういう逆ざやで計上されているわけですから、いずれにしてもだんだん、だんだん医療費が上がる。あとは医療費が上がるということも大きな問題ですね。薬価も含め、いい薬が出てきて、どんどん、どんどん我々がいい薬。だからジェネリックで、ゆうべもテレビでやっていましたけれども、国保を健全化するにはジェネリックを町で推奨をしている町もあるのですって。というようなことで、そうすると費用が1人で一挙に3,600円払っていた人が2,000円ぐらいになるとか、そういう方向性を町で研究している町もあるようでございますので、私もいろいろこれから模索もしていきたいと思いますが、薬価あるいは病院の点数等いろいろ上がってきたり、そういうことも支出の要因だと思います。それから高齢化。医者へ行く人が多くなったとかいろいろですね。あとは高齢者の無料化ももちろんあるでしょう。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ではそういう3つの理由ということで承っておきます。

では、次の最高限度額が以前は47万円だったのが50万。医療分の最高限度額です、国民健康保険税の。この50万円の理論上のと言ったら役場の職員の方から資料といいますか、どういう形になっていくのだというのをいただきました。これでいきますと、給与所得者という形の中で出ていますけれども、98万円の月収の人が国民健康保険税を納めるという形でいきますと、変な話ですけれども、月々に八十何万円を国と個人で半々になりますから、使われている人だったら、変な話ですけれども、雇い主と雇われている人の折半でなっていくという形の中で、大体39等級あって最高が98万円だと、月給の見立てが。次に保険税のほうは合計で6万5,660円なのを、変な話ですけれども、被保険者と事業主で割り振るとような制度がありまして、個人的にいきますと大体それを12倍すると約50万円ぐらいになるという、そういう仕組み上に、変な話ですけれども、文言ができていますようです、見てみると。役場でもらった以外にも、私が以前いただいた資料にもそのような形で載っていますので、医療分というとやっぱり最高収入者、月給98万円という板倉町という町長、とっていますか。

[何事か言う人あり]

○5番（石山徳司君） 大体とるかとれないかのレベルぐらいなのです。その人ですと給与だけで国民健康保険に加入するとすれば多分最高限度額を納めるようにはなるという、そのような文面を見たので、これはお尋ねするということでもありますので、多分それが一般の家庭にもいって、我々農家ですと半額の4万1,650円、これを12すると多分50万ぐらいになるかなと思うのですけれども、多分そういう制度上に置かれているという認識をしています。それは多分、課長間違いないですよ。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 議員さん、今のは例えば社会保険の人をここに置きかえたような感じでおっしゃったかなと思うのですが、国保については地方税法のほうで限度額が決められていまして、それに合わせたのが50万円ということでございます。

○5番（石山徳司君） でも、同じ国民でありながら最高限度額が50万円という数字は、やはり1つの憲法

上平等だということになっていきますので、その中の仕組みは若干ずれますけれども、大体限度額が50万円という決まりはお勤め人の方の給与のほうから出た数字かなという認識なのです。それには間違いはないでしょうね。

○議長（塩田俊一君） 時間が来ておりますので……

○5番（石山徳司君） ではやめます。

○議長（塩田俊一君） 以上で、石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問の全部が終了しました。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 明日の10日は各常任委員会を開催いたします。11日から13日までは休会とし、14日と15日の両日は各常任委員会の決算事務調査を行います。16日は休会とし、17日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

散 会 （午後 2時25分）